

2024  
年度版

# 福祉の しごと ガイド

職場編



編著

川村匡由  
Kawamura Masayoshi

# 目次

序——福祉のしごとが ますます注目されるワケ	1
---------------------------	---

## 高齢者にかかわるしごと

### [職場]

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	7
養護老人ホーム	10
軽費老人ホーム	12
有料老人ホーム	14
サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)	17
介護老人保健施設	19
居宅介護支援事業所	21
老人デイサービスセンター	23
老人短期入所施設	25
通所リハビリテーションセンター	26
老人(在宅)介護支援センター	28
地域包括支援センター	29
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	32
老人福祉センター	34
訪問看護事業所(訪問看護ステーション)	36
小規模多機能居宅介護事業所	38
介護医療院	40

## 子ども・女性にかかわるしごと

### [職場]

保育所(保育園)	44
認定こども園	46
企業主導型保育所	48
児童館・学童保育室	50
地域子育て支援拠点 (地域子育て支援拠点センター)	52
児童相談所(一時保護所)	54
児童家庭支援センター	56
こども家庭センター	58
乳児院	61

児童養護施設	63
児童心理治療施設 (旧・情緒障害児短期治療施設)	65
母子生活支援施設	67
子ども食堂	69
児童発達支援センター	71
放課後等デイサービス事業所	73
保育所等訪問支援事業所	75
障害児入所施設	77
女性自立支援施設 (旧・婦人保護施設)	79
女性相談支援センター (旧・婦人相談所)	81
母子・父子福祉センター	83
児童自立支援施設	84

## 障害者にかかわるしごと

### [職場]

生活介護事業所	87
自立訓練(機能訓練)事業所	89
自立訓練(生活訓練)事業所	90
就労移行支援事業所	91
就労継続支援A型事業所	93
就労継続支援B型事業所	94
自立生活援助事業所	95
就労定着支援事業所	98
グループホーム(共同生活援助施設)	100
障害者支援施設	102
地域活動支援センター	104
福祉ホーム	105
共同作業所(小規模作業所)	106
障害者就業・生活支援センター	108
点字図書館	109
身体障害者福祉センター	111
身体障害者更生相談所	113
知的障害者更生相談所	114
相談支援事業所	115
基幹相談支援センター	118

# 目次

## 貧困者・低所得者にかかわるしごと

### [職場]

救護施設	122
更生施設	124
医療保護施設	125
宿所提供施設	126
授産施設	127
自立支援センター	129
自立相談支援機関	131

## 行政にかかわるしごと

### [職場]

政府・自治体	135
福祉事務所	137
少年院	139
家庭裁判所	141
保護観察所	143

## 保健・医療にかかわるしごと

### [職場]

保健所・市町村保健センター	146
精神保健福祉センター	148
精神科病院	150
ホスピス	152

## そのほかの専門職・職場

### [職場]

社会福祉協議会(社協)	155
シルバー人材センター	157
福祉(系)生協	159
福祉公社・社会福祉事業団	161
NPO法人事業所(第1号分野)	163
福祉用具販売・レンタル店	165
特例子会社	167

法テラス	169
------	-----

## 福祉のしごとのあっせん機関

### [職場]

福祉人材センター	172
公共職業安定所(ハローワーク)	175

# 序——福祉のしごとがますます注目されるワケ

## 今後、さらに拡充が必要な社会保障や福祉サービス

周知のように、日本は戦後、短期間のうちに戦災復興と高度経済成長を遂げ、GDP（国内総生産）がアメリカに次いで世界第2位となり、国際社会から奇跡といわれましたが、その後、世界的な石油危機やバブル崩壊、リーマンショック、経済のグローバル化、デフレ不況などに伴い、2010（平成22）年、GDPは中国に追い越されて世界第3位となりました。

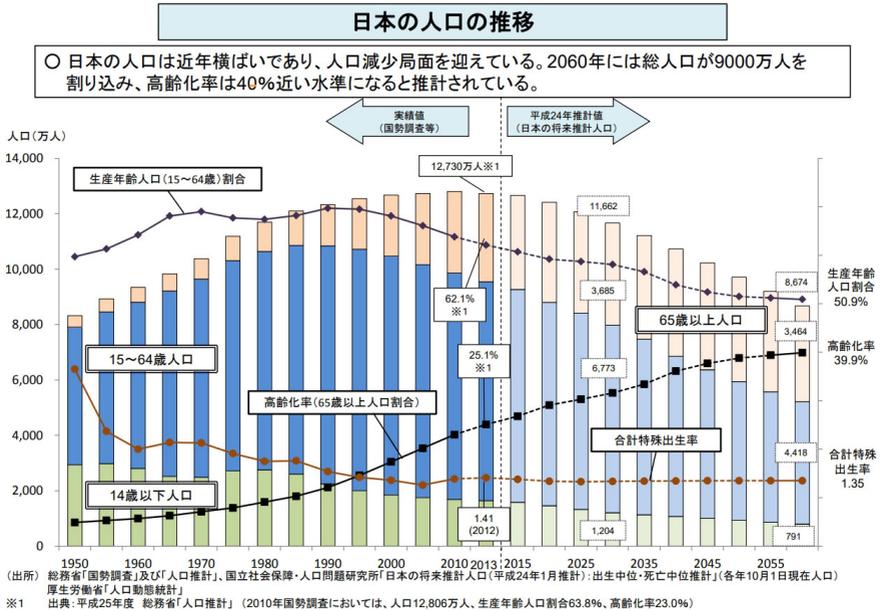
その後、「失われた30年」に象徴される賃金の伸び悩みの半面、2020（令和2）年には、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大が国民生活を停滞させました。2023（令和5）年5月から5類感染症へ移行したものの、なお収束には至っていません。

一方で、日本の総人口は2023（令和5年）年、約1億2,330万人と世界第12位ですが、毎年約150万人が死亡する「多死社会」になっています。高齢化率は2020（令和2）年現在、28.6%から2065（令和47）年には36.4%に上昇すると予測される半面、合計特殊出生率は同1.36とほぼ横ばいで、本格的な少子高齢社会になるとともに、人口減少傾向にある情勢です（資料1）。

介護保険の状況に目を転じると、第1号被保険者（65歳以上）の要介護度別認定者数は2000（平成12）年の制度創設当初は256万人だったのに対して、2022（令和4）年には694万人と約2.7倍に増えました。一方で、児童分野では、少子化にもかかわらず、児童相談所における児童虐待の相談対応件数は2000（平成12）年には約1万8000件でしたが、2021（令和3）年には20万を超え激増しています。この他にも、障害分野では、障害者総合支援法の施行により誕生した就労系障害福祉サービスの利用者数は40万人を超え、障害のある人が働きながら自分らしく生きるための支援が求められています。このように、国民の福祉ニーズは年々高くなっています。こうした状況に対して、医療福祉分野の就業者数は2018（平成30）年には約826万人と就業者数全体に占める割合が12.0%でしたが、2025（令和7）年には約931万～933万人と同14.6～14.7%、2040（令和22）年には約1065～1068万人と同18.8～18.9%も必要になる見込みです。このた

め、今後ますます「福祉のしごと」に従事する人たちの大幅な確保が求められています。

資料1 日本の人口の推移



出典：厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/shakaihoshou/dl/07.pdf>

## さまざまな職場と資格

本サイトでは、84個の職場、66個の職種・資格を取り上げました。

たとえば、高齢分野では、特別養護老人ホームや老人保健施設、訪問看護事業所、老人短期入所施設などの介護保険施設のほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、さらに有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅(サ高住)などがあります。障害分野ではグループホーム、自立訓練(生活訓練)事業所、就労継続支援事業所、就労移行支援事業所、子ども分野では保育園、認定こども園、放課後等デイサービス事業所などがあります。

また、「福祉の職種・資格」は社会福祉士や介護福祉士、精神保健福祉士のほか、介護職員初任者研修修了者(訪問介護員:ホームヘルパー)や介護支援専門員(ケアマネジャー)、福祉用具専門相談員、医療ソーシャルワーカー(MSW)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保健師、看護師、幼稚園教諭、保育士、児

童の遊びを指導する者（児童厚生員）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、義肢装具士、障害児者居宅介護従業者（ホームヘルパー）、ガイドヘルパー、さらには福祉住環境コーディネーターや健康運動訓練士なども取り上げました。

## 働きがいのある仕事

「福祉のしごと」は一般の企業・事業所と異なり、福祉サービスを必要としているクライアント（当事者）やその家族を支援する使命があります。補助的にAI（人工知能）や介護ロボットを活用したとしても、対人・対面援助を基本とする人間愛に満ちあふれたしごとであることに変わりはありません。

それだけではありません。外国人技能実習生と一緒にしごとに従事すれば、異文化の理解や共生を学ぶことができます。こうした働き方は、国連サミットで採択されたSDGsに即した働き方ともいえるでしょう。さらには、医療福祉職の専門性は、近年多発するゲリラ豪雨による水害や土砂災害、首都直下（型）地震や南海トラフ巨大地震といった自然災害が発生した際に、マンパワーとしての期待にも応えることができます。

また、医療福祉分野の就業者が安心して働き続けられるよう、国民の課題として、賃金格差の是正や職場の処遇の改善など、福利厚生にかかわる問題に対しても広く一般国民にソーシャルアクション（社会改良運動）を通じて提起していきたいものです。

## 本サイトの内容と特徴

本サイト「福祉のしごとガイド」は毎月約7万件閲覧され、大好評ですが、社会保障や社会福祉に関わる制度・政策や事業・活動はもとより、福祉の職場や職種・資格も年々拡充されています。このため、今回、2023（令和5）年度版の内容をブラッシュアップするとともに、新たな職場として、こども家庭センター、相談支援事業所、基幹相談支援センター、自立相談支援機関、新たな職種・資格としてこども家庭ソーシャルワーカー、児童福祉司、相談支援員を加えました。なお、制度や資格は改定されることがありますので、本サイトの情報を利用される際は最新の情報をご確認ください。

本サイトが今後、より多くのおみなさんの参考となり、晴れて志望する「福祉のしごと」に従事したり、起業に成功したりして関係者に喜ばれるとともに自己研鑽に努

め、これからの長い人生をより充実したものにしていただければ幸いです。陰ながら  
応援しています。

2024（令和6）年3月

武蔵野大学名誉教授  
川村 匡由

## 川村 匡由 (かわむら・まさよし)

武蔵野大学名誉教授・博士 (人間科学)

1999年、早稲田大学大学院人間科学研究科博士学位取得。専門は社会保障、地域福祉、防災福祉。行政書士有資格。元社会福祉士試験委員。シニア社会学会、世田谷区社会福祉事業団各理事、武蔵野徳洲会病院倫理委員、地域サロン「ぷらっと」主宰など。



主 著 『地域福祉計画論序説』 『地域福祉とソーシャルガバナンス』  
『三訂 福祉系学生のためのレポート&卒論の書き方』 (以上、中央法規出版)、 『入門 社会保障 (編著)』 『入門 社会福祉の原理と政策 (同)』 『入門 高齢者福祉 (同)』 『入門 地域福祉と包括的支援体制 (同)』 『入門 保健医療と福祉 (同)』  
『シルバーサービス論 (同)』 『介護保険再点検』 (以上、ミネルヴァ書房)、 『三訂 社会保障 (編著)』 (建帛社)、 『人生100年時代のニュー・ライフスタイル』 (あけび書房)、 『防災福祉のまちづくり』 (水曜社) など多数。

その他 各地で自治体・社協・社会福祉事業団・NPO・病院の委員や理事、講演、研修のほか、メディアにも多数登場している。

\* 個人の HP <https://kawamura0515.sakura.ne.jp/index.html>

この「福祉のしごとガイド」は、福祉関連の資格・職種、職場についてその概要をご理解いただくために作成したものです。記述内容には正確をきしてありますが、本サイトの情報を利用される際には最新の情報をご確認下さいますよう、お願い申し上げます。

# 高齢者に かかわるしごと

## [職場]

介護老人福祉施設  
(特別養護老人ホーム)  
養護老人ホーム  
軽費老人ホーム  
有料老人ホーム  
サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)  
介護老人保健施設  
居宅介護支援事業所  
老人デイサービスセンター  
老人短期入所施設  
通所リハビリテーションセンター  
老人(在宅)介護支援センター  
地域包括支援センター  
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)  
老人福祉センター  
訪問看護事業所(訪問看護ステーション)  
小規模多機能型居宅介護事業所  
介護医療院



# 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

施設サービス計画にもとづき、日常生活上の世話などのサービスを提供する施設

## 概要

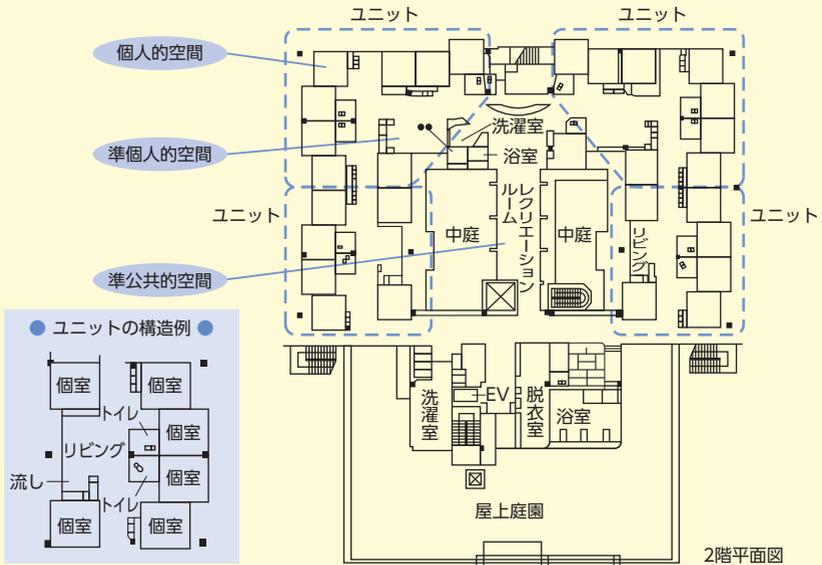
介護老人福祉施設として認可されている施設が都道府県知事や政令指定都市、中核市各市長に申請し、介護保険法上の指定を受けることによって指定介護老人福祉施設となります。設置主体の9割超が社会福祉法人です。

介護老人福祉施設では入所する要介護者に対し、施設サービス計画（ケアプラン）にもとづき、入浴や排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。

なお、従来、居室は4人部屋などの多床室が圧倒的に多かったのですが、質の高いサービスを提供するため、2002年度以降、既存の施設も含め、全室個室で、かつユニットケアを特徴とする新型特養（ユニット型）の整備が進められています。

また、2006年の介護保険制度の大幅な見直しに伴って地域密着型サービスが導入され、その1つとして入所定員が29人以下の地域密着型介護老人福祉施設が位置づけられました。このほか、2012年の法改正ではサービス付き高齢者向け住宅（サ高住）などとの“競合”が伝えられるものの、地域における居宅サービスの拠点としての機能が一層重視されるとともに、介護サービスの情報公開が義務づけられることになりました。

<全室個室・ユニットケアの特別養護老人ホーム>



出典：厚生労働省ホームページ、2002年

なお、2015年の法改正に伴い、新規の入所の場合、原則として在宅介護が困難で、「要介護3～5」と認定された65歳以上の方が対象とされています。

一昔前は、高齢者にとって最期を迎える場所はほとんどが病院でしたが、近年では特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）を中心とした介護施設でも、「看取り」までのケアを施設内で行うケースが増えています。

## 施設数

8,494か所（2022年10月現在）

出典：「令和4年介護サービス施設・事業所調査」結果の概要 | 厚生労働省  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service22/>

## 主な就業職種

介護職員、生活相談員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、事務職員、調理員、栄養士または管理栄養士、看護師、医師、機能訓練指導員※

※ 機能訓練指導員：理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師のいずれかの資格を有する者

## 採用について

---

超高齢社会の到来と核家族化のなか、2015年4月以降、新規の入所者は原則として「要介護3」以上とされたため、より専門的な支援が求められるようになりました。介護職員は介護福祉士、生活相談員は社会福祉士や介護福祉士、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資格の取得が求められています。

## 関連団体・組織

---

公益社団法人全国老人福祉施設協議会

<https://www.roushikyo.or.jp/>



# 養護老人ホーム

## 居宅で養護を受けることが困難な高齢者が入所する施設

### 概要

65歳以上で、環境上や経済的理由（政令で定めるものに限る）により、自宅での生活が困難な高齢者を、入所させ、養護を行う施設です。2006年の介護保険制度の見直しに伴って特定施設に追加され、特定施設入居者生活介護、および地域密着型特定施設入居者生活介護（定員29人以下）の指定を受けている施設もあります。

もともとは「生活保護法」の流れから設立されたもので、生活に困窮している人、または目が不自由な人が入所することが多いのが現状です。

ただし、入所者本人や扶養家族に一定の収入があれば応分の負担をすることになります。

### 施設数

932か所（2022年10月現在）

出典：「令和4年社会福祉施設等調査」総括表 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/22/>)

### 主な就業職種

支援員、生活相談員、調理員、栄養士、看護師、医師、事務職員

### 採用について

近年、入所者の高齢化に伴い、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）化し、かつ介護保険の居宅サービスを利用できる特定施設と位置づけられたため、設置要件の変更などによっては採用の枠が広がる可能性もあります。

## 関連団体・組織

---

公益社団法人全国老人福祉施設協議会

<https://www.roushikyo.or.jp/>



# 軽費老人ホーム

自立した日常生活を営むことに不安のある高齢者が入所する施設

## 概要

身体機能の低下などにより、自立した日常生活を営むことに不安があると認められ、かつ家族による援助を受けることが困難な人に対し、入居一時金（敷金、礼金）が不要で、かつ低額な利用料で入所、食事の提供や入浴などの準備、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上必要な便宜を提供する施設です。

従来、A型（食事付き）、B型（自炊）、C型（ケアハウス）の3つが規定されていましたが、2008年にケアハウスへの一元化が示され、A型とB型についてはそれ以前から運営されていた施設に限り、経過的に存続が認められています。

なお、軽費老人ホームのなかには介護保険の居宅サービスの1つである特定施設入居者生活介護の指定を受け、サービスを提供したり、地域密着型サービスを行ったりしているところもあります。

また、2010年からは都市部、とくに東京都などで利用料を低額に抑え、かつ居室面積などの基準が緩和された「都市型」と呼ばれる軽費老人ホームもできています。

## 施設数

A型：188か所、B型：13か所、ケアハウス：2,038か所、都市型：91か所（2022年10月現在）

出典：「令和4年社会福祉施設等調査」総括表 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/22/>)

## 主な就業職種

介護職員、生活相談員、調理員、栄養士、看護師、医師、事務職員

## 採用について

---

都市部では高齢者が多く、有料老人ホームやサ高住に比べ、利用料が比較的安い  
ため、東京都、横浜市、大阪市、名古屋市などの大都市での普及が見込まれ、その  
分、採用枠も広がると考えられます。

## 関連団体・組織

---

公益社団法人全国老人福祉施設協議会

<https://www.roushikyo.or.jp/>

一般社団法人全国軽費老人ホーム協議会

<https://www.zenkeikyo.com/>



# 有料老人ホーム

## 施設と入居希望の高齢者との直接契約によって入居する老人ホーム

### 概要

高齢者に対し、入所、食事の提供、その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設で、老人福祉施設やグループホームでないものをいいます。設置主体は株式会社や財団法人、社会福祉法人などで、入居はホームと入居希望者の契約によります。

いずれもマンションタイプの個室が大半で、おおむね①一時金払いにより終身にわたって取得する利用権方式、②一般の賃貸住宅と同様、家賃相当額を月払いする建物賃貸借方式、③「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」の規定にもとづき、終身建物賃貸借事業の認可を受けた終身建物賃貸借方式の3つに分けられます。このなかには一般のマンションなどの集合住宅と同様、居室の区分所得権を取得する所有権分譲方式の施設もあります。ただし、入居金は数千万程度だが、なかには億単位と非常に高額なところもあるため、自宅を売却して入居する人もいます。一方で、最近では入居金を100万～500万円と低く抑え、その分、毎月支払う管理費や生活費が20万～30万円というところも出てきています。

また、サービス別では介護付、住宅型、健康型の3つに分けられます。

有料老人ホームは都道府県知事（および政令指定都市・中核市各市長）より指定を受ければ、介護保険制度のもと、居宅サービスの1つである特定施設入居者生活介護を提供することが可能です。また、地域密着型サービスの地域密着型特定施設入居者生活介護を行うこともできます。

職員の業務内容は、入居者との契約に応じ、相談・助言、健康管理、食事、介護サービスの提供、日常生活上の介護および生活支援から、各種行事の企画・開催、自主サークルやクラブ活動への協力などまで、多岐にわたります。

## <有料老人ホームの類型>

介護付有料老人ホーム (一般型特定施設入居者生活介護)	介護などのサービスが付いた高齢者向けの居住施設。 介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら、引き続き居室で生活を継続することが可能（介護サービスは有料老人ホームの職員が提供する。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできない）。
介護付有料老人ホーム (外部サービス利用型特定施設入居者生活介護)	介護などのサービスが付いた高齢者向けの居住施設。 介護が必要となっても、当該有料老人ホームが外部のサービス事業者と連携して提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら、引き続き居室で生活を継続することが可能（有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成などを実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供する。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできない）。
住宅型有料老人ホーム（注）	生活支援などのサービスが付いた高齢者向けの居住施設。 介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護などの介護サービスを利用しながら、当該有料老人ホームの居室での生活を継続することが可能。
健康型有料老人ホーム（注）	食事などのサービスが付いた高齢者向けの居住施設。 介護が必要となった場合には契約を解除し、退去しなければならない。

（注）特定施設入居者生活介護の指定を受けていないホームにあっては広告やパンフレットなどにおいて「介護付」、「ケア付」などの表示を行ってはならない。  
出典：厚生労働省ホームページを一部修正

## 施設数

1万7,327か所(2022年10月現在)

出典：「令和4年社会福祉施設等調査」結果の概要 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/22/>)

## 主な就業職種

介護職員、介護福祉士、生活相談員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、事務職員、調理員、管理栄養士、看護師、医師、機能訓練指導員

## 採用について

高齢者のライフスタイルの変化などに伴い、求人数は今後も増える見込みです。しかしながら、都市部を中心とした自治体によっては入居者の急増に伴う介護保険や国民健康保険への財政の圧迫のため、介護付き有料老人ホームの総量規制を行っているところもあり、このような地域では採用の枠は狭くなると思われます。

いずれにしても、入居者の高齢化に伴い、職員により専門性が求められるため、社会福祉士や介護福祉士、看護師、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）といっ

た資格保有者を採用の条件としているところが大半です。

## 関連団体・組織

---

公益社団法人全国有料老人ホーム協会

<https://www.yurokyo.or.jp/>



# サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)

高齢の単身者や夫婦のみの世帯に介護・医療と連携したサービスを提供するバリアフリー構造の住宅

## 概要

2011年10月に改正された「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」にもとづき、高齢の単身者や夫婦のみの世帯を対象に介護や医療が連携し、これらのサービスを提供するバリアフリーの構造の住宅です。

具体的には、従来の高齢者専用賃貸住宅（高専賃）、高齢者円滑入居賃貸住宅（高円賃）、高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）の3つの高齢者向け集合住宅を再編し、かつ一元化したもので、入居者の安否確認や生活相談といった高齢者支援サービスが提供されます。これは2012年の介護保険制度の見直しで介護保険制度上、在宅扱いとされたからで、介護が必要になった場合、訪問介護などの居宅サービスや24時間365日、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護などを入居したまま利用できます。

床面積は原則として25平方メートル以上、また、車いすが通行可能な廊下の幅や段差の解消、手すりなどバリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、介護の専門職による安否確認や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境が整備されています。

ただし、事業化にはあらかじめ都道府県知事に登録することが必要で、契約の際、前払いの家賃に関する返還ルールと保全措置が講じられています。また、登録された事項の情報開示や入居者への契約前の説明、誇大広告の禁止なども義務づけられています。

なお、建設にあたっては費用の10分の1、改修にあたってはその費用の3分の1の国庫補助がありますが、いずれも1戸当たりの上限が定められています。

また、2025年3月31日までに新築、または取得し、かつ一定の要件を満たす場合、固定資産税の軽減や不動産取得税の減額が受けられるなど、補助・税制・融資による支援があります。所管は国土交通省と厚生労働省の共同になります。

## 施設数

---

8,259棟（2023年11月現在）

出典：「サービス付き高齢者向け住宅の最新動向」 | サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムホームページ

(<https://www.satsuki-jutaku.jp/journal/article/p=2521>)

## 主な就業職種

---

介護福祉士、訪問介護員・ホームヘルパー（介護職員初任者研修修了者）、社会福祉士、介護支援専門員（ケアマネジャー）、事務職員

## 採用について

---

2011年11月に112棟であったサービス付き高齢者向け住宅（サ高住）は2023年11月末では8,259棟にまで増加しています。今後もサービス付き高齢者向け住宅は増加していくと考えられますが、なかには建物の構造や設備、さらにはマンパワーなどの面で問題のあるところも出ているため、応募する際は介護業務や夜勤の有無など業務内容をよく調べる必要があると思われます。

## 関連団体・組織

---

一般社団法人高齢者住宅協会

<https://kosenchin.jp/>

一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会

<https://www.sumaimachi-center-rengoukai.or.jp/>

一般財団法人高齢者住宅財団

<https://www.koujuuzai.or.jp/>



# 介護老人保健施設

医療と福祉のサービスを併せて提供し、利用者の在宅復帰をめざす施設

## 概要

老健施設は、医療施設、福祉施設、家庭との間に存在する課題を解決する中間的機能を持ち、在宅復帰を主眼に置いた「中間施設」としてスタートしました。厚生労働省令で定める要介護者に対し、施設サービス計画（ケアプラン）にもとづき、看護や医学的管理のもとでの介護や機能訓練、必要な医療、日常生活上の世話をを行う施設です。

1 施設の規模は100人以上の大規模な施設がある一方で、入所定員が29人以下のサテライト型や医療機関併設型の小規模介護老人保健施設もあります。また、医療制度改革に伴い、介護療養型医療施設（介護療養病床）が2024年3月末で廃止されたため、その“受け皿”となる施設として「介護療養型老人保健施設」と呼ばれる施設もあります。いずれも設置主体は医療法人や社会福祉法人、市町村です。

居室形態は、個室、多床室など様々であり、ユニット型の場合、1つのユニットの定員はおおむね10人以下（療養室の定員は1人）です。

介護老人保健施設におけるサービスは入所サービスとその他のサービスに分けられます。このうち、入所サービスは家庭復帰のためのリハビリテーションや療養に必要な看護、介護を中心とした医療サービス、日常生活援助などです。その他のサービスは在宅で療養している高齢者の通所リハビリテーション（デイケア）、訪問リハビリテーション、短期入所療養介護（ショートステイ）、介護予防サービスなどがあげられます。

介護老人保健施設は介護保険が適用される公の施設であるため、利用するには原則65歳以上で要介護1以上の介護認定を受けていることが条件です。また、費用は介護保険施設サービス費のほか、居住費（家賃）、食費（標準負担額）、理・美容代などがかかります。

## 施設数

---

4,273か所（2022年10月現在）

出典：「令和4年介護サービス施設・事業所調査」結果の概要 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service22/>)

## 主な就業職種

---

医師、看護師、介護職員、支援相談員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、機能訓練指導員、栄養士、薬剤師、調理員、事務職員

## 採用について

---

在宅復帰のためのリハビリに力を入れた超強化型や在宅強化型など、施設機能の分化に伴いリハビリ専門職種の採用増加が今後も見込まれます。なお、介護職員には介護福祉士、支援相談員には社会福祉士等の資格の取得が求められています。

## 関連団体・組織

---

公益社団法人全国老人保健施設協会

<https://www.roken.or.jp/>



# 居宅介護支援事業所

要介護認定者に対し、自宅で自立した生活をするため、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成やサービス調整を行う事業所

## 概要

介護保険法にもとづき、要介護認定を受けた人が自宅で介護サービスなどを利用しながら生活できるよう支援する事業所です。

具体的には、介護支援専門員（ケアマネジャー）が本人・家族の心身の状況や生活環境、希望等に沿って居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、ケアプランにもとづいて介護保険サービスなどを提供する事業所との連絡・調整などを行います。制度上、「自宅（居宅）」とされる住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅（サ高住）の利用者（入居者）にもケアプランの作成などを行います。

近年、ケアプランやケアマネジメントの質の向上が課題となっています。それを受け、2021年度から居宅介護支援事業所の管理者の要件を主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）に限る方針が示されています。なお、主任介護支援専門員とは、介護支援専門員として5年以上従事し、ケアマネジメントリーダー養成研修等必要な研修を修了し、都道府県から認定された者のことで、他の介護支援専門員が円滑に業務を行えるように、助言や指導を行います。

## 施設数

3万8,538か所（2022年10月現在）

出典：「令和4年介護サービス施設・事業所調査」結果の概要 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service22/>)

## 主な就業職種

介護支援専門員（ケアマネジャー）、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）

## 採用について

---

要介護高齢者の増加に伴い、ケアプランを作成する介護支援専門員（ケアマネジャー）も求められています。介護保険制度の“要”として、今後も安定した採用が見込まれるでしょう。

## 関連団体・組織

---

各居宅介護支援事業所



# 老人デイサービスセンター

通所の利用者に入浴や食事、機能訓練などのサービスを提供する施設

## 概要

65歳以上で身体上、または精神上の障害があるため、日常生活を営むのに支障がある人などが日中通い、入浴、排泄、食事などの介護や、その他の日常生活上の支援・世話、レクリエーションやアクティビティ、機能訓練などを日帰りで行う施設です。介護保険上は、通所介護サービス（通所介護事業所、通所介護）と呼ばれています。

設置主体は社会福祉法人や市町村などで、介護保険の通所介護の多くは単独、または社会福祉法人の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などで提供されています。

<デイサービスセンターで行われるレクリエーションやアクティビティの例>

製作	しおりづくり カレンダーづくり 陶芸	木工細工 絵手紙 押し花
活動	パソコン おやつづくり 漬物づくり お茶会 懐メロ	生け花 買い物 お花見 保育園児との交流会 カラオケ
ゲーム	リズム体操 頭の体操 腰痛予防体操	失禁予防体操 借り物競争 風船割り

## 施設数

2万4,569か所（2022年10月現在の通所介護事業所の数値）

出典：「令和4年介護サービス施設・事業所調査」結果の概要 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service22/>)

## 主な就業職種

---

生活相談員、介護職員、看護師、機能訓練指導員、調理員、運転手、事務職員

## 採用について

---

設置数は2万か所以上あるため、求人は今後も大いに見込まれます。ただし、従業者には介護福祉士や社会福祉士、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）などの国家資格や社会福祉主事の任用資格の取得が求められています。

## 関連団体・組織

---

公益社団法人全国老人福祉施設協議会

<https://www.roushikyo.or.jp/>



# 老人短期入所施設

在宅の要介護高齢者に自立的な生活の継続を支援するため、ショートステイを実施する施設

## 概要

65歳以上で家族の介護者の疾病などの理由により、在宅介護が一時的に困難となった人や、短期入所生活介護を利用する在宅の要介護者に対し、短期間入所や養護を行う施設です。一般に「ショートステイ」と呼ばれ、入浴や食事など日常生活上の世話や機能訓練を行います。

## 施設数

1万1,875か所（2022年10月現在の短期入所生活介護所の数値）

出典：「令和4年介護サービス施設・事業所調査」結果の概要 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service22/>)

## 主な就業職種

医師、生活相談員、介護職員、看護師、栄養士、機能訓練指導員、調理員

## 採用について

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で行っているところがほとんどですので、そちらを参照してください。

## 関連団体・組織

公益社団法人全国老人福祉施設協議会

<http://www.roushikyo.or.jp/>



# 通所リハビリテーションセンター

在宅の要介護高齢者の心身機能の維持・回復を図るため、リハビリテーションを行う施設

## 概要

在宅の要介護者のなかで主治医が必要と認めた人に対し、通所や心身機能の維持・回復を目的とする計画的な医学管理のもと、理学療法や作業療法など必要なリハビリテーションを行う施設です。入浴や食事などの介護サービスも行われます。多くは介護老人保健施設や病院、診療所などに併設されています。

## 施設数

8,234か所（2022年10月現在）

出典：「令和4年介護サービス施設・事業所調査」結果の概要 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service22/>)

## 主な就業職種

医師、看護師、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、介護職員

## 採用について

介護保険においてはリハビリテーションが重視されており、今後も大いに期待できます。もっとも、近年、事業所数は横ばいのうえ、老人デイサービスセンターよりも医療への依存度が高い利用者が対象であるため、理学療法士（PT）や作業療法士（OT）などのリハビリ専門職の資格が求められることが一般的です。

## 関連団体・組織

---

一般社団法人全国デイ・ケア協会

<https://www.day-care.jp/>

一般社団法人日本リハビリテーション病院・施設協会

<https://www.rehakyoh.jp/>

一般社団法人回復期リハビリテーション病棟協会

<http://www.rehabili.jp/>



職場

# 老人(在宅)介護支援センター

在宅の要介護高齢者やその家族が老後生活上の各種相談やサービスの連絡・調整が円滑に受けられるよう、努める機関

## 概要

介護保険制度以前の老人福祉制度のもと、在宅の要介護高齢者やその家族などを対象に、身近なところで必要な情報を提供して支援する一方、その家族の負担を軽くするため、在宅介護や生活上の悩みなどに関する総合的な相談に応じるためにできたセンターです。

設置主体は市町村や社会福祉法人、医療法人などですが、夜間や緊急時など24時間体制によって対応する必要上、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や介護老人保健施設、病院に併設されていることが多いです。

なお、介護保険制度のもと、地域包括支援センターとして衣替えしているところが大半となっています。

## 主な就業職種

生活相談員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、保健師、看護師、介護職員、事務職員

## 採用について

地域包括支援センターに移行したセンターが多く、採用も同センターを参照してください。

## 関連団体・組織

全国地域包括・在宅介護支援センター協議会

<http://www.zaikaikyogr.jp/>



# 地域包括支援センター

地域住民の保健・医療の向上と福祉の増進を包括的に支援する

## 概要

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を包括的に行う、地域の相談支援拠点です。

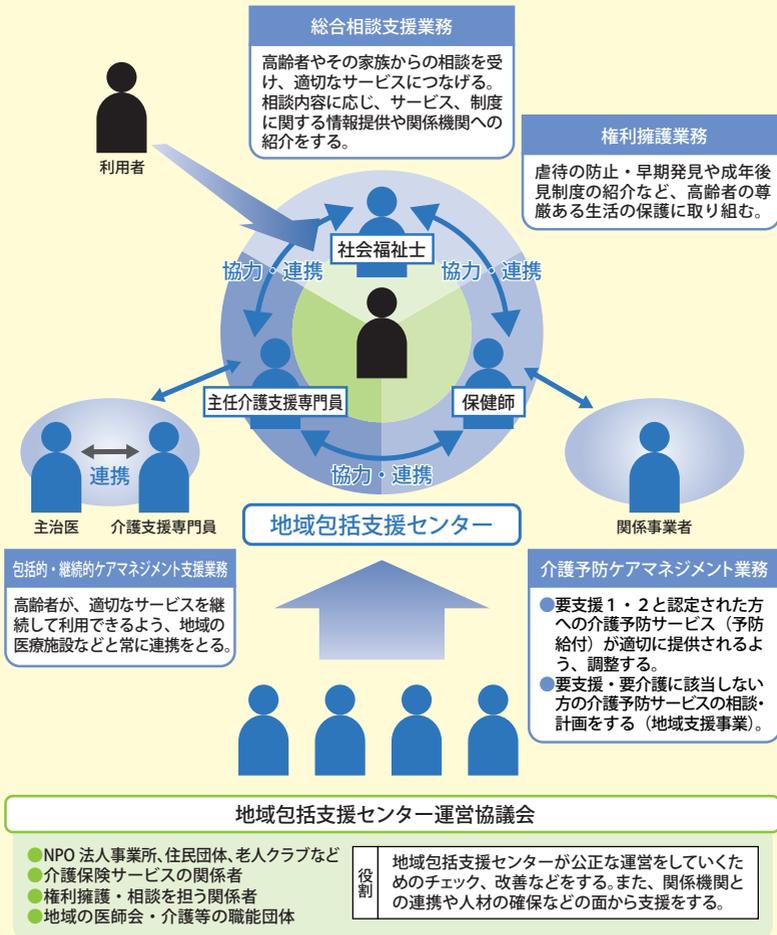
主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、②介護予防支援、③要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握などです。

住民からの各種相談の対応に当たりつつ、地域の保健・医療・福祉の関係機関やインフォーマルサポートを含む幅広い社会資源が有機的に連携できるように、地域内の支援ネットワークの構築に務めます。

さらに、指定介護予防支援として介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービスなどの適切な利用を行うことができるよう、予防給付に関するケアマネジメント業務を行います。

要支援の高齢者のみならず、元気な高齢者も含めて「介護予防教室」を開催したり、介護予防に資する住民主体の「通いの場」の側面支援などを行っています。

〈地域包括支援センター〉



資料：厚生労働省資料を改変

## 施設数

5,404か所（2022年4月現在）

出典：「地域包括ケアシステム 2. 地域包括支援センターについて」 | 厚生労働省

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/chiki-houkatsu/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiki-houkatsu/))

## 主な就業職種

---

保健師、または経験のある看護師、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）、社会福祉士

## 採用について

---

2012年および2015年の介護保険制度の見直しに伴い、すべての中学校通学区で地域包括支援センターが整備されることになりました。また、保健師（看護師）、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）、社会福祉士が必置のため、3職種の採用が見込まれます。

## 関連団体・組織

---

全国地域包括・在宅介護支援センター協議会

<http://www.zaikaikyo.gr.jp/>



# 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

家庭的で落ち着いた雰囲気の中で認知症高齢者が生活する施設

## 概要

介護保険制度のもと、要介護者であって認知症の人（認知症の原因となる疾患が急性の状態にある人を除く）に対し、入浴や排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の世話および機能訓練を行う共同生活のための住居として位置づけられています。

通常、地域にある住宅（アパート、マンション、一戸建て住宅など）で共同生活をする形態で、定員は原則として5～9人となっています。居室は個室で、かつ居間や食堂などの共有スペースがあることが要件となっています。職員は利用者3人に1人以上の割合で配置するほか、夜間は少なくとも1人以上常駐することが必要です。

## 施設数

1万4,139か所（2022年10月現在）

出典：「令和4年介護サービス施設・事業所調査」結果の概要 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service22/>)

## 主な就業職種

生活相談員、介護職員、看護師、介護支援専門員（ケアマネジャー）

## 採用について

「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」では、認知症の人は2025年には約700万人（約5人に1人）に増加するとされており、介護職員初任者研修修了者（ホームヘルパー2級）も含め、採用の枠も増える傾向にあります。

ただし、東京都などの一部を除き、各地に多数整備された結果、総量規制がかけられているところがあるため、採用状況が厳しい場合もあります。もっとも、マン

パワーの質の向上という面では、とくに社会福祉士や介護福祉士など有資格者への期待は今後も大きいと思われます。

## 関連団体・組織

---

全国グループホーム団体連合会

<https://gh-japan.net/>

公益社団法人日本認知症グループホーム協会

<http://ghkyo.or.jp/>

地域共生ケア全国ネットワーク

<https://takurosho.okoshi-yasu.net/>

公益社団法人全国老人福祉施設協議会

<http://www.roushikyo.or.jp/>



# 老人福祉センター

無料、または低額な料金で高齢者の健康の増進やレクリエーションを支援する機関

## 概要

無料、または低額な料金で高齢者に関する各種の相談に応ずるとともに、高齢者に健康の増進や教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に供与します。

目的などにより特A型、A型、B型の3種類があります。このうち、特A型は市町村が運営し、日常生活全般にわたる相談、健康の増進や生業・就労に関する指導、機能訓練、教養講座などの実施、老人クラブ活動への援助などを行います。これに対し、A型とB型は市町村や社会福祉法人が運営し、A型は健康増進に関する指導以外の日常生活全般にわたる相談などを行います。B型はA型の機能を補足するものです。

なお、類似の施設として、老人憩いの家や老人休養ホームなどがあります。

### <A型老人福祉センターの講座の例>

気功・太極拳講座	第1・3月曜日 AM10:00~PM12:00
社交ダンス講座	第2・4月曜日 PM1:00~PM3:00
俳句講座	第2水曜日 PM2:00~PM4:00
手芸	第1・3木曜日 PM2:00~PM4:00
ためになる暮らしの講座	
とっさのときの救命講習	○月×日 PM1:30~PM4:30
転倒骨折・骨粗鬆症予防教室	○月△日 PM2:00~PM3:30
家庭でできる健康体操	○月○日 PM2:00~PM3:30
楽しい絵手紙講座(2回)	×月×日 PM1:30~PM3:30

## 施設数

---

特A型：214か所、A型：1,245か所、B型：437か所（2022年10月現在）

出典：「令和4年社会福祉施設等調査」総括表 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/22/>)

## 主な就業職種

---

生活相談員、事務職員

## 採用について

---

高齢化に伴う在宅福祉の重視のため、必要な機関ですが、財政上の理由などから、今後、大幅に整備される見込みは低いと思われます。このため、新しい機関を開設するとき、または欠員が生じたときなどに採用が見込まれる程度というのが現状です。

## 関連団体・組織

---

自治体

社会福祉法人全国社会福祉協議会（全社協）

<http://www.shakyo.or.jp/>



# 訪問看護事業所(訪問看護ステーション)

## 利用者の自宅を訪問し、療養生活を支える機関

### 概要

自宅で継続して療養を受ける状態にある人に対して、その主治医が必要と認めた場合、看護師などが主治医の指示を受けて本人の居宅を訪れ、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

具体的には疾病、負傷などによって寝たきりやこれに準ずる状態にある乳幼児から高齢者までを対象に、看護師などが本人の居宅を訪問し、病状の観察や清拭、褥瘡の処置、カテーテルなどの管理、リハビリテーション、家族への療養上の指導など介護に重点を置いた看護サービスを行います。とくに医療への依存度が高い状態で自宅療養する高齢者が増えているなか、介護保険サービスのなかでも、きわめて重要な役割を担っています。

また、2012年の介護保険制度の見直しに伴い、24時間365日にわたり定期巡回・随時対応型訪問介護看護が導入され、訪問介護事業所と一体型、もしくは連携型の事業を行うことができるようになりました。また、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせた「看護小規模多機能型居宅介護」も創設されるなど、その役割はますます高まっています。

設置主体は、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人、医師会、看護協会、営利法人（株式会社等）など厚生労働大臣が定める者のうち、一定の基準により都道府県知事の指定を受けた者となっています。

### 施設数

1万4,829か所（2022年10月現在）

出典：「令和4年介護サービス施設・事業所調査」結果の概要 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service22/>)

## 主な就業職種

---

看護師、准看護師、保健師、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、介護支援専門員（ケアマネジャー）、事務職員

## 採用について

---

介護保険制度の見直しをはじめ、「後期高齢者医療制度」の創設など医療制度改革に伴って整備が図られているため、今後も大幅な求人が見込まれます。

とくに、病院はもとより、福祉系企業・事業所によっては理学療法士（PT）や作業療法士（OT）が必要となる場合もあるため、これらの職種についても採用の余地があります。

## 関連団体・組織

---

一般社団法人全国訪問看護事業協会

<https://www.zenhokan.or.jp/>

公益財団法人日本訪問看護財団

<https://www.jvnf.or.jp/>

公益財団法人日本看護協会

<https://www.nurse.or.jp/>



# 小規模多機能型居宅介護事業所

要介護者に対し、通いを中心に、訪問や宿泊を組み合わせる在宅での生活支援や機能訓練を行う事業所

## 概要

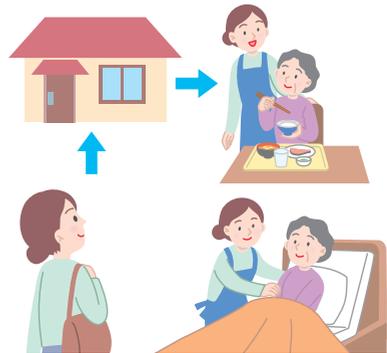
要介護者に対して在宅での生活が継続できるように、「通い」を中心として、要介護状態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴、排泄、食事などの介護、その他移動介助や送迎など日常生活上の世話、機能訓練を行う事業所です。

「小規模多機能型居宅介護」は、主に認知症高齢者に対し、民家などで通い・訪問・泊まりなどのサービスを提供して

いた従来の「宅老所」を参考に、2006年4月の介護保険制度改正により制度化された地域密着型サービスの1つです。事業所では多機能化したサービスを包括的に提供し、住み慣れた地域での生活を24時間365日支援します。

1事業所当たりの登録定員は29人以下で、1日当たりの「通い」の利用定員は登録定員の2分の1～15人（登録定員が25人以下の場合）まで、「泊まり」の利用定員は「通い」の利用定員の3分の1～9人までとなっています。また、他の介護保険サービスでは、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与を併用することができます。

なお、2012年の介護保険制度の見直しに伴い、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせる「看護小規模多機能型居宅介護」も創設されました。



## 施設数

---

5,570か所（2022年10月現在）

出典：「令和4年介護サービス施設・事業所調査」結果の概要 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service22/index.html>)

## 主な就業職種

---

介護職員、看護師、准看護師、介護支援専門員（ケアマネジャー）

## 採用について

---

施設数、利用者ともに徐々に増加する傾向にあります。地域包括ケアシステムを担う中核的なサービス拠点の1つになることが期待されており、今後も採用が見込まれます。

## 関連団体・組織

---

全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会

<https://www.shoukibo.net/>

地域共生ケア全国ネットワーク

<https://takurosho.okoshi-yasu.net/>



職場

# 介護医療院

要介護者を対象に長期療養のための医療と介護を一体的に提供する施設

## 概要

介護老人保健施設などへの転換が進まず、2011年、2017年と二度にわたり廃止が延期された介護療養型医療施設（介護療養病床）の“受け皿”として、2018年に創設された介護保険施設\*で、長期療養が必要な要介護者を対象に、施設サービス計画（ケアプラン）にもとづき、療養上の管理、看護、医学的管理のもとで介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話をを行います。

慢性期の医療・介護ニーズに対応し、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを推進していくため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナルケア」など、これまで介護療養病床が担ってきた医療機能に加え、「生活施設（生活の場、住まい）」としての機能を兼ね備え、利用者の自立支援とともに、地域に開かれた交流施設としての役割を担うことが期待されています。

対象となる利用者や施設基準（人員基準など）の違いにより、Ⅰ型（介護療養病床相当）とⅡ型（老人保健施設相当以上）の2種類があります。

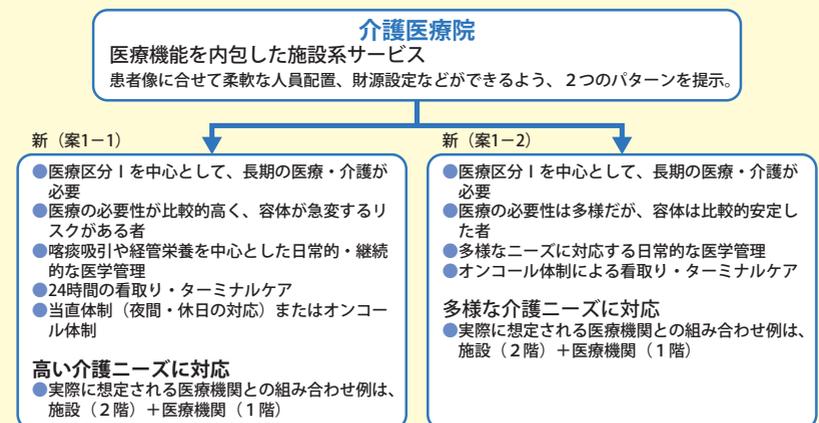
このうち、Ⅰ型は重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者等を主な対象としており、施設基準は「介護療養病床」に相当します。これに対し、Ⅱ型はⅠ型と比べ、容態が比較的安定した人を対象とし、基準は「老人保健施設」相当以上としています。両型とも面積基準は老人保健施設相当の8.0平方メー



トル/床以上で、多床室の場合でも家具やパーティションなどを設置し、プライバシーに配慮することが整備の要件に含まれています。

なお、病院、または診療所から転換した場合、転換前の名称を引き続き使用することができます。

〈介護医療院のイメージ〉



※新案1-1、1-2において、移行を促進する観点から、個別の類型としての基準の緩和について併せて検討することも考えられる。  
資料：厚生労働省

〈介護医療院のタイプ〉

	介護医療院													
	(Ⅰ)	(Ⅱ)												
基本的性格	要介護高齢者の長期療養・生活施設													
設置根拠 (法律)	介護保険法 ※生活施設としての機能重視を明確化。 ※医療は提供するため、医療法の医療提供施設にする。													
主な利用者像	重篤な身体疾患を有する者および身体合併症を有する認知症高齢者 等(療養機能強化型A・B相当)	左記と比べて、容体は比較的安定した者												
施設基準 (最低基準)	<p>介護療養病床相当 (参考：現行の介護療養病床の基準)</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td>医師</td><td>48対1（3人以上）</td></tr> <tr><td>看護</td><td>6対1</td></tr> <tr><td>介護</td><td>6対1</td></tr> </table>	医師	48対1（3人以上）	看護	6対1	介護	6対1	<p>老健施設相当以上 (参考：現行の老健施設の基準)</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td>医師</td><td>100対1（1人以上）</td></tr> <tr><td>看護</td><td>3対1</td></tr> <tr><td>介護</td><td>※うち看護2/7程度</td></tr> </table>	医師	100対1（1人以上）	看護	3対1	介護	※うち看護2/7程度
医師	48対1（3人以上）													
看護	6対1													
介護	6対1													
医師	100対1（1人以上）													
看護	3対1													
介護	※うち看護2/7程度													
面積	老健施設相当（8.0㎡/床） ※多床室の場合でも、家具やパーティション等による間仕切りの設置など、プライバシーに配慮した療養環境の整備を検討。													
低所得者への配慮 (法律)	補足給付の対象													

\* 医療法では医療提供施設として位置づけられています。  
資料：厚生労働省 介護医療院について「介護医療院の概要」

## 施設数

---

802か所（I型：534か所、II型：263か所、I型およびII型混合：5か所）（2023年9月現在）

出典：「介護医療院の開設状況について」 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001172160.pdf>)

## 主な就業職種

---

医師、薬剤師、看護師、准看護師、介護職員、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、栄養士、管理栄養士、介護支援専門員（ケアマネジャー）、診療放射線技師、調理員、事務員など

## 採用について

---

2023年度末までに介護療養型医療施設は廃止され、介護医療院へ順次転換されるため、看護師を中心に採用の枠は広がるものと思われます。

## 関連団体・組織

---

日本介護医療院協会

<https://jamcf.jp/kaigoiryuin/>

# 子ども・女性に かかわるしごと

## [職場]

保育所(保育園)  
認定こども園  
企業主導型保育所  
児童館・学童保育室  
地域子育て支援拠点(地域子育て支援拠点センター)  
児童相談所(一時保護所)  
児童家庭支援センター  
こども家庭センター  
乳児院  
児童養護施設  
児童心理治療施設(旧・情緒障害児短期治療施設)  
母子生活支援施設  
子ども食堂  
児童発達支援センター  
放課後等デイサービス事業所  
保育所等訪問支援事業所  
障害児入所施設  
女性自立支援施設(旧・婦人保護施設)  
女性相談支援センター(旧・婦人相談所)  
母子・父子福祉センター  
児童自立支援施設



# 保育所(保育園)

子どもたちの世話を通じ、その心を豊かに育む施設

## 概要

保護者の委託を受け、保育を必要とする乳児や幼児を保育します。

具体的には、親など保護者のしごとや病気などのため、家庭では保育が困難な0歳から就学前までの乳幼児を預かり、保護者に代わり、食べる、遊ぶ、眠る、排泄などの基本的な生活習慣を身につけさせたり、食事を用意したり、定期的な健康診断によって健康管理に努めるなど、健全な育成と豊かな人格形成の手助けをしたりします。通常は、朝、登園し、夕方に降園するまでの間、保育士による保育が行われます。

近年では、共働きの家庭が増えているだけでなく、母親の病気や出産あるいは要介護・要支援の家族の世話などにより、午後8時ごろまでの延長保育、緊急一時保育、さらには午後10時ごろまでの夜間保育や休日保育、障害児保育が行われるなど、保育ニーズも多様化しています。

また、乳幼児のころは人格の基礎をつくる大切な年代であるため、家庭的な環境でゆったりと過ごせるように配慮し、友だち同士の交流を通じて成長し合えるよう、働きかけているところもあります。

## 施設数

2万3,806か所 (2023年4月現在)

出典：「保育所等関連状況取りまとめ(令和5年4月1日)」 | こども家庭庁  
(<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/torimatome/r5/>)

## 主な就業職種

保育士、保健師、栄養士、調理員、事務職員、運転手

### <保育所での1日>

時間	活動内容
7:00~8:30	登園
8:30~	室内遊び、個別活動
9:30~	朝の会
10:00~	飲み物
10:15~	戸外遊び（お散歩、園庭などにて）
11:30~	室内遊び
12:00~	昼食
13:00~	午睡
15:00~	おやつ
15:30~	室内遊び（絵本読み聞かせ、運動など）、戸外遊びなど
17:00~	降園
18:30~20:00	延長保育・閉園
(19:00)	(夕食)

## 採用について

近年、全国的にみると待機児童は解消されてきているといわれていますが、都市部では相変わらず保育所が不足している状況です。共働き夫婦の通勤の便も考え、駅前保育所（保育園）や企業・学校内保育所（保育園）、さらには定員が6~19人で0~3歳未満の乳幼児を対象とする小規模保育所（保育園）も増えつつあります。また、2024年度から実施される予定の「こども誰でも通園制度」の創設など、都市部を中心に保育士の採用枠は広いと思われます。

また、保育人材の確保に向けて、新規の資格取得支援、就業継続支援、離職者の再就職支援といった総合的な取り組みが行われています。

なお、公立の場合は公務員試験、私立の場合は各保育所の採用試験にそれぞれ合格することが前提となります。

## 関連団体・組織

全国保育協議会

<http://www.zenhokyo.gr.jp/>

社会福祉法人日本保育協会

<https://www.nippo.or.jp/>

公益社団法人全国私立保育園連盟

<https://www.zenshihoren.or.jp/>



# 認定こども園

## 幼児教育と保育を一体的に提供する施設

### 概要

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）」にもとづき幼稚園や保育所（保育園）などのうち、就学前の子どもに対する教育や保育、保護者に対する子育て支援を総合的に提供する機能を備える施設です。

具体的には、教育と保育を一体的に行い、保護者の子育て相談や親子の集いの場を提供します。保育所（保育園）の待機児童の解消や幼児教育の充実、近年の幼保一体化の議論のなか、2006年10月に制度化されたもので、幼稚園と保育所（保育園）が一体的な運営を行う幼保連携型、幼稚園に保育所（保育園）の機能を加えた幼稚園型、保育所（保育園）に幼稚園の機能を加えた保育所型、自治体独自の認定によって運営される地方裁量型の4つのタイプがあります。

いずれも、それぞれのタイプに応じた教育や保育、また、その保護者に対する子育て支援を総合的に提供します。利用者は公立、私立を問わず、施設と直接契約し、施設が決定した保育料を支払いますが、都道府県や市町村によって料金は異なります。

#### <各施設の違い>

	幼稚園	保育所	認定こども園
所管省庁	文部科学省	こども家庭庁	こども家庭庁
役割	幼児教育	保育	幼児教育、保育、子育て支援
対象の子	3歳～就学前	保育を必要とする0歳～就学前	0歳～就学前のすべての子
1日の時間	標準4時間	原則8時間	4時間8時間ともに可
長期休業	あり	なし	設置者が決める
料金の決定	設置者	認可／市町村 無認可／施設	設置者
手続き先	設置者	認可／市町村 無認可／施設	設置者
職員の資格	幼稚園教諭	保育士	0～2歳児は保育士。 3～5歳児は両資格の併有が原則 (ただし、経過措置あり)。

## 施設数

---

幼保連携型6,475か所、幼稚園型1,307か所、保育所型1,354か所、地方裁量型84か所、合計9,220か所（2022年4月現在）

出典：「認定こども園に関する状況について（令和4年4月1日現在）」 | 内閣府  
([https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/0f3ffc2a-7126-4f96-9497-dd3dbfb5438f/123c8b6f/20230929\\_policies\\_kokoseido\\_kodomoen\\_jouhou\\_01.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0f3ffc2a-7126-4f96-9497-dd3dbfb5438f/123c8b6f/20230929_policies_kokoseido_kodomoen_jouhou_01.pdf))

## 主な就業職種

---

保育士、幼稚園教諭

## 採用について

---

少子化によって子どもの数は減っているものの、認定こども園も保育所（保育園）と同様、まだまだ子どもに対して施設数が少ないため、とくに待機児童の多い都市部を中心に採用の枠は広いと思われます。

なお、「幼保連携型認定こども園」の職員について幼稚園教諭と保育士試験の両方を有していることを原則としていますが、幼稚園教諭免許状、または保育士資格のいずれかを有していれば保育教諭となることができるとする経過措置が設けられています。この経過措置は2025年3月末までと定められているため、いずれかの資格をもっていれば就職が可能です。

一方、「幼保連携型」以外の認定こども園については、満3歳以上については幼稚園教諭と保育士資格の両免許・資格の併有が望ましいでしょう。また満3歳未満については保育士資格が必要とされています。

## 関連団体・組織

---

特定非営利活動法人全国認定こども園協会

<https://kodomoenkyokai.or.jp/>



# 企業主導型保育所

## 企業の従業員や地域の子どもを預かるための施設

### 概要

企業が従業員（企業枠）や地域の子ども（地域枠）を預かるための保育施設です。多様な働き方に対応した保育サービスの拡大や待機児童の解消、仕事と子育てとの両立を図ることを目的とした「企業主導型保育事業」により、認可外保育施設であるが、認可施設と同程度の運営費・整備費の助成を受けることができ、次のような特徴があります。



- ・従業員の働き方に応じ、多様で柔軟な保育サービスが提供できる（延長・夜間保育、土日・休日保育、1日に2～3時間や週2～3日だけの短時間保育なども可能）。

- ・複数の企業による共同設置や共同利用ができる。
- ・地域住民の子どもの受け入れができ、地域に貢献できる。
- ・利用者と直接契約ができる。

### 施設数

4,367か所（2023年7月）

出典：「企業主導型保育事業の定員充足状況について」 | 企業主導型保育事業ポータル  
(<https://www.kigyounaihoiku.jp/wp-content/uploads/2023/11/20231122-01-02.pdf>)

### 主な就業職種

保育士、子育て支援員、保健師、看護師、調理員など

## 採用について

---

2016年4月の子ども・子育て支援法の改正により創設された「仕事・子育て両立支援事業」の1つで、企業主導型保育所について2016年度からの2年間に5万人分の保育の“受け皿”を確保することとされたため、施設数は急増しました。また、近年の労働力人口の減少を受け、人員確保のために企業主導型保育所の運営に参入する企業も増えてきたことから、採用の枠は広がるものと見込まれます。

## 関連団体・組織

---

公益財団法人児童育成協会

<http://www.kodomo-shiro.or.jp/>



# 児童館・学童保育室

子どもの健全な遊び場を確保し、健康増進や情操を豊かにすることをめざす機関

## 概要

主に18歳未満の子どもに健全な遊びを与え、健康の増進を図る一方、情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設です。児童館ごとに、音楽や劇、絵画、紙芝居、映画祭、親子劇場、児童劇、伝承遊び、地域の高齢者や障害者との交流活動など、創意工夫を凝らしてさまざまな遊びの場を提供しています。

日課は平日の午前から昼までは乳幼児の親子を対象とした遊びのクラブや子育て相談などが行われ、午後以降は下校した児童が過ごす場となるのが一般的です。なかには土曜日も開放し、日曜日や祝日には地域の人も交えたイベントを行い、子ども会や母親クラブなどの参加により、地域の子育て支援活動の拠点となっているところもあります。また、最近は中高生を対象としたプログラムを用意しているところもあります。

## 児童遊園について

児童遊園は屋外での活動を主とするもので、「都市公園法」にもとづく街区公園と相互に補完的な役割を有し、主として幼児や小学校低学年の児童を対象としています。

## 施設数

小型児童館2,468か所、児童センター1,707か所、大型児童館A型15か所、同B型3か所、その他の児童館108か所、児童遊園2,074か所（2022年10月現在）\*1

学童保育室2万6,683か所 \*2

出典 \*1：「令和4年社会福祉施設等調査」総括表 | 厚生労働省

(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/22/>)

出典 \*2：「令和4年（2022年）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（2022年5月）」 | 厚生労働省

([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_29856.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29856.html))

## 主な就業職種

---

児童の遊びを指導する者（児童厚生員）、放課後児童支援員

## 採用について

---

公立の施設が大半であるため、地方公務員試験に合格し、そのしごとに就くのが一般的ですが、近年、少子化の進行に伴って採用の枠は全般的に狭くなっています。

しかし、都市部では共働き家庭が急増しているため、児童館はもとより、学童保育室（学童クラブ、放課後児童クラブ）も大幅に不足しています。なかでも学童保育の潜在的なニーズは40万人程度ともいわれ、離職保育士に対し、都道府県保育士・保育所支援センターへの登録が啓発されています。また、2018年9月に「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、学童保育の定員を2019年度から2023年度末までに30万人分増やすとしていることから、これらに関連する採用は増加していくものと思われます。

## 関連団体・組織

---

一般財団法人児童健全育成推進財団

<https://www.jidoukan.or.jp/>

全国学童保育連絡協議会

<http://www2s.biglobe.ne.jp/Gakudou/>



職場

## 地域子育て支援拠点 (地域子育て支援センター)

身近な場所で子どもを遊ばせながら気軽に育児のことを相談できる「ひろば」的な相談拠点

### 概要

子育て中の保護者がそれぞれの事情に合わせて必要な支援を選択して利用できるよう、子育て親子にとって身近な保育園・認定こども園・児童館・公民館・公共施設などの場所に開設された、子どもを遊ばせながら気軽に相談できる「ひろば」。利用者支援専門員（子育てコンシェルジュ）が配置されており、個別に相談を受け付けて一緒に考えたり、情報提供や支援の紹介などを行ったりしています。

また、子育ての経験者や保育士などのスタッフが、子どもを安全に遊ばせたり、他の利用者とは知り合いになれるよう手伝ったりします。読み聞かせや手遊びなどのイベントや子育て関連の講座が開催されることもあります。地域によっては「子育て支援センター」や「児童館」、「つどいの広場」などの名称で呼ばれていることもあります。

なお、実施形態には、地域に子育て拠点として設置される「一般型」と児童館や保育所などの児童福祉施設で開設され、児童福祉施設職員と連携して運営される「連携型」の二種類があります。

### 施設数

一般型：6,915か所、連携型：1,055か所（2022年現在）

出典：「地域子育て支援拠点事業実施状況（令和4年度）」 | こども家庭庁

([https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/321a8144-83b8-4467-b70e-89aa4a5e6735/e27864b0/20230401\\_policies\\_kosodatehien\\_shien-kyoten\\_31.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/321a8144-83b8-4467-b70e-89aa4a5e6735/e27864b0/20230401_policies_kosodatehien_shien-kyoten_31.pdf))

### 主な就業職種

保育士、児童の遊びを指導する者（児童厚生員）

## 関連団体・組織

---

自治体

NPO法人子育てひろば全国連絡協議会

<http://kosodatehiroba.com/>



# 児童相談所(一時保護所)

児童に関する各種の相談に応じ、それぞれの問題解決に必要な指導・援助を提供する機関

## 概要

児童相談所(児相)は、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、権利が守られ、そのもてる力を最大限に発揮することができるよう、専門性に基づく一貫した相談援助活動を行うとともに、都道府県や区市町村をはじめ関係機関と連携して相談援助活動を総合的に企画し実施する子ども家庭福祉の司令塔的な行政機関です。都道府県と政令指定都市に設置が義務づけられ、中核市や特別区にも設置が認められています。

役割分担として、一般的な子育て相談ニーズは身近な市町村で対応し、専門的な知識・技術を必要とする事例への対応や、広域的な対応が必要な業務は児童相談所が受けもつことになっています。児童相談所の担う機能は大きく分けて以下の4機能です。

### ①区市町村援助機能

区市町村による児童家庭相談への対応について、区市町村相互間の連絡調整、区市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う

### ②相談機能

子どもに関する相談や通告を受け付け、必要に応じて子どもの家庭や地域状況、生活歴、発達、性格、行動等について調査・診断・判定し、援助指針を定め、自らまたは関係機関等を活用して子どもや家庭を支援する

### ③一時保護機能

必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する

### ④措置機能

在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等を行う

これらの業務を遂行するため、児童相談所は原則として「総務部門」「相談・判定・指導・措置部門」「一時保護部門」の三部門からなる組織体制をとっています

す。児童相談所の職員は「子どもの権利擁護の最後の砦」として、常に子どもの権利（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）が保障されているかを確認し、自らの権限を適切に遅滞なく行使する責任を有しています。

なお、一時保護所は、児童相談所に付属し、保護を必要とする子ども（おおむね2歳以上18歳未満）を一時的に預かるところで、子どもの今後の養育にそなえて、生活状況の把握や生活指導なども行う施設です。

## 施設数

---

児童相談所232か所、一時保護所152か所（2023年4月現在）

出典：「児童相談所一覧」 | こども家庭庁

(<https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/jisou-ichiran/>)

## 主な就業職種

---

ソーシャルワーカー（児童福祉司、相談員）、医師、保健師、看護師、児童心理司、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、一時保護対応協力員、臨床検査技師、理学療法士（PT）等、栄養士、調理員、事務職員

## 採用について

---

児童相談所は児童の健全な育成を図るうえでも重要な機関で、通常、一般行政職として採用されますが、配属されるかは人事異動によって決まることになっているため、課題もあります。

なお、2000年11月に「児童虐待防止法」が施行されたほか、2004年11月、2016年6月に児童福祉法が改正され、2018年12月に策定された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」では、児童福祉司や児童心理司は2022年までに、保健師は2020年までに増員が図られることになりました。しかしながら、児童虐待が増えているため、さらなる増員と地域の児童委員や保護司などとの連携が重要となっています。

## 関連団体・組織

---

自治体

全国児童相談所長会

<http://www.zenjiso.org/>



職場

# 児童家庭支援センター

## 子どもに関する家庭その他からの相談に対応する相談機関

### 概要

都道府県等が設置・運営し、子ども、家庭、地域住民などからの相談に応じて必要な助言・指導を行ったり、関係機関や施設との連絡調整に当たったりする相談機関です。児童相談所を補完するものとして、乳児院や児童養護施設等の児童福祉施設等に設置されています。

主な役割は以下のとおりです。

- ・ 子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識や技術を必要とするものに対する情報提供や助言
- ・ 市町村からの依頼に応じ、技術的助言その他必要な援助
- ・ 児童相談所からの委託を受けて、施設退所後間もないケースや要保護性があるケースについて、継続的なソーシャルワークを実施
- ・ 里親やファミリーホームからの相談に応じ、必要な支援を実施
- ・ 児童相談所、市町村、里親、児童福祉施設、要保護児童対策地域協議会、民生委員、学校など関係機関との連絡・調整

以上のほかにも、児童福祉施設と地域をつなぐソーシャルワーク拠点として、子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用調整を行ったり、市町村の実施する乳幼児健診事業に出向いて運営を支援したり、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化や児童虐待防止に関する研修に協力したりしています。

### 施設数

167か所（2022年6月現在）

出典：「児童家庭支援センターとは？」 | 全国児童家庭支援センター協議会  
(<https://zenjikasen.com/>)

## 採用について

---

児童相談所との連携上、児童指導員（社会福祉士、精神保健福祉士）や心理療法担当職員（臨床心理士、公認心理師）、保育士や児童の遊びを指導する者など、様々な職種が働いており、採用の見込みがあります。

## 関連団体・組織

---

自治体

全国児童家庭支援センター協議会

<https://zenjikasen.com>



# こども家庭センター

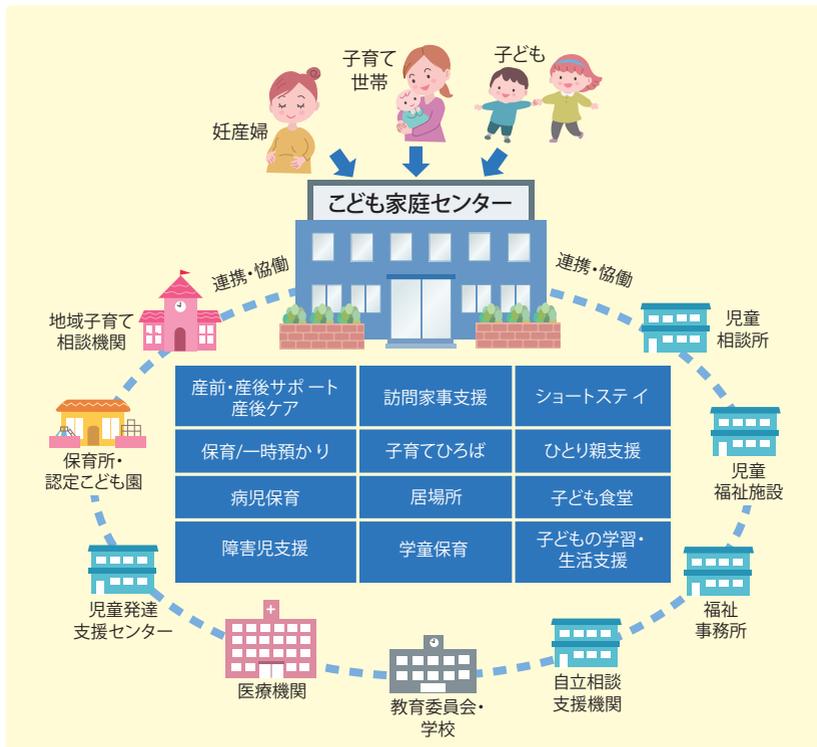
すべての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象に継続的・包括的支援を行う、市町村設置の相談機関

## 概要

妊娠期から子育て期まで切れ目なく、健康の保持・増進に関する支援のほか、子どもの状況・世帯の状況に応じたソーシャルワークを行います。

従来、市町村域のこども家庭分野の相談支援機関は、児童福祉機能を担う「こども家庭総合支援拠点」と、母子保健機能を担う「子育て世代包括支援センター」の2種類がありましたが、2024年4月に施行される改正児童福祉法によって、両者が統合され、「こども家庭支援センター」となります（施行を前に統合を済ませている市町村も、少なからずあります）。同改正法で、こども家庭支援センターの設置は、市町村の努力義務と位置づけられています。

こども家庭センターでは、母子保健サービスや子育て支援を必要とする妊産婦や子ども、子育て世帯に確実に支援を届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「サポートプラン」を作成して、支援に当たります。また、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るため、地域資源の開拓にも取り組みます。



子ども家庭センターには、組織全体のマネジメントができる責任者である「センター長」を1名、母子保健及び児童福祉双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断するとのできる「統括支援員」を1か所あたり1名配置する必要があります。統括支援員は、子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点に配置される職員の資格（例えば子ども家庭ソーシャルワーカーなど）等を有している者や十分な経験がある者が望ましいとされます。

## 施設数

※改正児童福祉法施行による統合前の施設数（2021年4月時点）

子ども家庭総合支援拠点：716か所

子育て世代包括支援センター：2,451か所

出典：「児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要」 | 厚生労働省  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000933350.pdf>

## 採用について

---

保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー（※2024年4月に創設される新資格）、子ども家庭支援員、困難事例対応職員、母子保健担当職員、心理担当支援員、虐待対応専門員

## 関連団体・組織

---

自治体



# 乳児院

## 保護者の養育を受けられない乳幼児を受け入れて養育する施設

### 概要

さまざまな理由で保護者の養育を受けられない乳幼児を受け入れて、養育する施設です。24時間365日体制で乳幼児の養育にあたっています。中長期の在所となる場合、家庭復帰に向けた保護者支援や、退所後のアフターケアを含む親子の再統合支援を行い、家庭復帰が困難なケースでは里親委託や養子縁組にかかる関係調整や伴走支援を担います。併せて、地域の育児相談や、保護者の事情や育児不安・育児疲れに対応した一時的な受け入れ（ショートステイ）も行っています。

乳児院は、原則として乳児（1歳未満）を入所させて養育する施設ですが、「保健上、安定した生活環境の確保その他の理由による特に必要のある場合」には就学前までの入所が可能となっています。

養育の内容は、「乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排泄、沐浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動」です。健康状態の把握、健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置も含まれます。これらの基本的な養育に加え、乳児院には虐待等で傷ついた子どもや障害を抱える子どもの入所もあるため、被虐待児、病児・虚弱児、障害児に対応する専門的養育も実施しています。

乳児院においては、保育職には保育に関連した生理的特性や病気、看護についての十分な理解が求められ、看護職には保育への理解が求められます。乳児の保育は24時間体制で行われるため、勤務形態は日勤、早番、遅番、夜勤、休日勤務など変則的です。

### 施設数

145か所（2022年3月現在）

出典：「施設入所児童の推移（令和4年3月末）」 | こども家庭庁

([https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/2067db91-4b40-455d-b11d-1bcdecbe2e37d/e47bcd55/20230516\\_councils\\_shingikai\\_shakai\\_katei\\_Mag6djKb\\_08.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/2067db91-4b40-455d-b11d-1bcdecbe2e37d/e47bcd55/20230516_councils_shingikai_shakai_katei_Mag6djKb_08.pdf))

## 主な就業職種

---

医師、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、保育士、児童指導員、栄養士、調理員、事務職員

## 採用について

---

2017年8月に「新しい社会的養育ビジョン」が公表され、施設の高機能化および多機能化・機能転換、小規模、かつ地域分散化に向け、職員配置・専門職の配置の充実、職員の人材育成なども盛り込まれました。ただし、施設数が少ないため、求人も決して多いわけではありません。

## 関連団体・組織

---

全国乳児福祉協議会

<https://nyujiin.gr.jp/>



職場

# 児童養護施設

さまざまな事情で家族による養育が困難な児童を家庭に代わって養育する施設

## 概要

家庭に代わる代替養育の場として、保護者のない児童や虐待されている子ども、その他環境上養護を要する子どもを入所させて養護し、成長や発達に応じた自立が図られるように支援する施設です。

具体的には、入所する子どもに対して、衣食住を含む日常生活の支援や基本的な生活指導、学習指導を行うとともに、職員との継続的で深いかかわりを通じて愛着関係を育み、心理的ケアに努めます。また、地域との交流活動や児童相談所など公的機関との連絡・調整、保護者との面接など幅広い活動を行うほか、就職や進学の手続きの指導など、児童が自立した社会人として生きていくことができるよう、支援をしています。

このほか、入所した子どもの家庭における家族関係の調整をはじめ、保護者の子育てのパートナーとしての役割を果たして退所した人に対する相談、自立のための支援なども行います。施設によっては、保護者が病気などの理由で子どもを一時的に預かる短期入所生活援助（ショートステイ）や夜間養護等（トワイライトステイ）などの事業も行っています。

## 施設数

610か所（2022年10月現在）

出典：「令和4年社会福祉施設等調査」総括表 | 厚生労働省

(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/22/index.html>)

## 主な就業職種

児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、職業指導員、栄養士、調理員、事務職員

## 採用について

---

近年は施設の高機能化および多機能化・機能転換、小規模、かつ地域の分散化に向け、職員配置・専門職の配置の充実、職員の人材育成などが図られていますが、基本的には、欠員が生じた場合に採用の枠ができる程度です。

求められる人材は福祉の専門的知識だけでなく、スポーツや音楽など児童と接するための方法をたくさんもっている人が望まれますが、児童虐待の問題では児童のみならず、保護者へのケアや施設と地域との橋渡しの役割も要求されます。なお、採用時には上記に挙げた資格の取得が求められます。

## 関連団体・組織

---

全国児童養護施設協議会

<https://www.zenyokyo.gr.jp/>



# 児童心理治療施設

(旧・情緒障害児短期治療施設)

軽度の情緒障害を抱えた子どもを総合的に治療・支援し、早期の家庭復帰などをめざす施設

## 概要

軽度の情緒障害のある子どもが短期間入所、または保護者のもとから通い、情緒障害を治すことを目的とする施設で、2017年4月より「情緒障害児短期治療施設」から「児童心理治療施設」に名称が変更されました。

具体的には、家庭や学校における人間関係などが原因で感情や情緒に不調をきたし、緘黙（かんもく：口を閉じて何もいわず、押しだまる）や不登校、反抗、乱暴、窃盗、授業の妨害などの問題行動やチック、爪かみ、夜尿、拒食などの神経性習癖などを有する児童を対象に各種心理療法や生活指導、教育を行い、社会適応性を高めます。施設によっては総合的福祉対策の一環として、カウンセリングや家族療法を行うところもありますが、虐待を受けて心に深い傷を負った子どもの入所が増加しているため、その対応が課題となっています。

## 施設数

51か所（2022年10月現在）

出典：「令和4年社会福祉施設等調査」総括表 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/22/>)

## 主な就業職種

医師、看護師、心理療法を担当する職員、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、ソーシャルワーカー、事務職員

## 採用について

施設が少ないため、基本的には欠員が生じた場合にのみ補充されているのが実情です。

## 関連団体・組織

---

全国児童心理治療施設協議会

<https://www.zenjishin.org/>



# 母子生活支援施設

## 母子家庭等を保護し、自立に向けた支援を行う施設

### 概要

18歳未満の子どもを養育している母子家庭や、それに準ずる状態の母子を保護し、自立促進のための支援を行う入所施設です。

具体的には、夫との離婚や突然の死別、行方不明、暴力、ギャンブル依存、アルコール依存、薬物依存、借金の取り立てからの避難などによって生活の基盤を失ってしまったり、未婚のまま出産して就労できない、また、都市部での外国人の母子など生活困窮の母子世帯が対象となります。このため、入所する母子は幸せな家族関係のなかで育った経験に乏しく、精神的にも身体的にも疲れ、不安定になっているケースも珍しくありません。

母子生活支援施設では、各世帯に調理の設備や浴室、トイレのある母子室などが用意され、学習室や静養室、医務室なども設けられており、近くに保育所（保育園）などがない場合、保育所（保育園）に準ずる施設も併設されます。このような環境のもとで就労、保育、健康管理、将来の生活設計から子どもの学習に至るまで、「生活の場」であればこそできる日常生活支援を提供しています。退所に向けての支援や退所後のアフターケアにも注力しています。このほか、子どもの養育に関する地域住民からの相談を受け付け、助言や情報提供を行う役割も担っています。

### 施設数

204か所（2022年10月現在）

出典：「令和4年社会福祉施設等調査」総括表 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/22/>)

### 主な就業職種

母子支援員、少年指導員、保育士、調理員、医師、事務職員

## 採用について

---

2004年の児童福祉法の改正で退所した者まで支援の対象に拡大されましたが、施設数は減少傾向にあり、採用も限られています。

## 関連団体・組織

---

全国母子生活支援施設協議会

<https://www.zenbokyou.jp/>



# 子ども食堂

子どもが一人でも安心して行ける無料または低額の食堂

## 概要

定期的、または不定期に開催、また恒常的に開業している、子どもが一人でも行ける無料または低額の食堂です。保育所や学童保育のように法令に根拠を持ち、公費で運営される事業ではなく、地域のニーズを受け、自発的に創出されたインフォーマルな社会資源です。



「朝ごはんや晩ごはんを当たり前食べられない子ども」を目の当たりに

した地域住民が、何か自分にできることをしなければと一念発起し始めた取り組みが発祥ですが、今日では年齢や所得を問わず、だれでも利用できる「多世代交流拠点」として運営する食堂が大半を占めています。名称も「地域食堂」、「みんな食堂」などさまざまです。

設置や運営に関する公的な基準はなく、だれでも開くことができます。運営主体はNPO（特定非営利活動）法人事業所、社会福祉法人、自治会、個人、企業・事業所、協同組合などさまざまで、食材や資材、調理など運営に要する費用・人員は主に寄付やボランティアによって賄っており、自治体や企業・民間団体などによる助成などの支援も行われています。

開催場所には公民館や児童館などの公共施設、事務所、空き店舗、民家や個人の自宅、飲食店、医療機関や介護施設、お寺や教会などが使われています。

参加費（料金）や開催の頻度、メニューなどは食堂ごとに違いがありますが、有料の場合は数百円ほどで月1～2回開催しているところが多く、食事以外にも調理活動、学習支援教室・宿題や遊びの支援、季節の行事やイベントなどを開催しているところもあります。

## 施設数

---

9,131か所（2023年12月現在）

出典：「2023年度子ども食堂全国箇所数調査結果（2023年12月速報値）」 | NPO法人全国子ども食堂支援センターむすびえ

(<https://musubie.org/news/7995/>)

## 主な就業職種

---

人員基準などに関する公的な基準はありません。

## 採用について

---

全国的に増加傾向で、かつ行政も支援に力を入れていることから、今後、都市部を中心にして増えていくものと思われます。

## 関連団体・組織

---

認定NPO法人全国子ども食堂支援センター・むすびえ

<https://musubie.org>



# 児童発達支援センター

通所により障害のある児童へ福祉サービス、治療を提供する施設

## 概要

就学前の児童を対象に通所による療育（児童発達支援）を提供しつつ、広く地域の障害児やその家族を対象とした相談援助や、障害児を預かる施設への援助・助言（保育所等訪問支援）の機能を併せもつ地域における障害児支援の中核的な相談機関です。

児童発達支援では、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、集団生活への適応のための訓練を行います。

従来は、①肢体不自由児を対象に福祉的支援と治療（リハビリテーション）を提供する「医療型児童発達支援センター」、②すべての障害児を対象に福祉的支援を提供する「福祉型児童発達支援センター」に分立していましたが、2024年4月、両者は「障害種別にかかわらず身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにする」ため、“一本化”されました（改正児童福祉法(2022年公布)施行）。

## 施設数

福祉型児童発達支援センター：642か所、医療型児童発達支援センター：95か所  
(2021年10月現在)

出典：「令和4年改正児童福祉法に基づく検討状況等について」 | こども家庭庁([https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/f1ee5d96-e95d-49d9-89fb-f1e5377ca59c/5f5b3f20/20230906\\_councils\\_jisou-kaigi\\_r05\\_05.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f1ee5d96-e95d-49d9-89fb-f1e5377ca59c/5f5b3f20/20230906_councils_jisou-kaigi_r05_05.pdf))

※2024年4月以降、福祉型と医療型は制度上、一本化されました。

## 主な就業職種

児童指導員、保育士、医師、看護師、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）

## 採用について

---

当面、人口規模が大きい区や市は10万人を目安に複数、また、人口規模が小さい市町村でも最低1か所設置（第2期障害児福祉計画（2021～2023年度）では2023年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上設置することを目標）されることになっているため、採用の枠は今後、広がると思われます。

## 関連団体・組織

---

一般社団法人全国児童発達支援協議会

<https://www.cdsjapan.jp/>



# 放課後等デイサービス事業所

## 放課後や休業日の障害児を通所によりサポートする事業所

### 概要

就学している障害児を対象に、放課後、土日、夏休み等の長期休暇中の居場所を提供し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などのプログラムを実施して自立を促す通所施設です。

具体的には、以下のようなメニューを設け、本人の希望を踏まえたサービスを提供します。

- ① 自立した日常生活を営むために必要な訓練
- ② 創作的活動、作業活動
- ③ 地域交流の機会の提供
- ④ 余暇の提供

また、本人が混乱しないよう、学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性に配慮しながら学校との連携・協働による支援も行います。

### 施設数

1万9,408か所（2022年10月現在）

出典：「令和4年社会福祉施設等調査」結果の概要 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/22/>)

### 主な就業職種

児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、技能訓練担当職員、障害福祉サービス経験者

## 採用について

---

デイサービスの事業所として民間事業者の参入も見込まれるため、増える見込みです。また、第2期障害児福祉計画（2021～2023年度）において、2023年度末までに各市町村に少なくとも1か所確保することが求められているため、今後、採用の枠は広がると思われます。

## 関連団体・組織

---

一般社団法人全国児童発達支援協議会

<http://www.cdsjapan.jp/>

一般社団法人障害のある子どもの放課後保障全国連絡会

<http://www.houkagoren.sakura.ne.jp/>



# 保育所等訪問支援事業所

障害児が障害児以外との集団生活に適応できるよう、サポートする事業所

## 概要

保育所（保育園）などを現在利用している障害児、または今後、利用する予定の障害児が保育所（保育園）などにおける集団生活の適応のため専門的な支援を必要とする場合、2週間に1回程度普段過ごしている施設を訪問し、「保育所等訪問支援」を提供することにより保育所（保育園）などの安定した利用を促進します。

訪問先は、保育所（保育園）をはじめ、幼稚園や認定こども園、小学校、特別支援学校、自治体が認めた児童が集団生活を営む施設、乳児院、児童養護施設です。

## 施設数

2,281か所（2022年10月現在）

出典：「令和4年社会福祉施設等調査」結果の概要 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/22/>)

## 主な就業職種

児童指導員、保育士、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）

## 採用について

放課後等デイサービス事業所と同様、2012年4月の「児童福祉法」改正により創設された事業所です。2018年4月の同法改正に伴い、乳児院や児童養護施設も訪問先として拡大され、今後も、多機能型で運営する事業者が徐々に増えることが予想されるため、特に都市部によっては採用の枠は広がると思われます。

## 関連団体・組織

---

一般社団法人全国児童発達支援協議会

<http://www.cdsjapan.jp/>



# 障害児入所施設

障害のある子どもを入所させて福祉サービス・治療を提供する施設

## 概要

障害のある子どもを入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。施設類型として、特に医療を必要とする入所児に個々の状況に応じた医療を適宜提供して機能向上や健康の維持増進を図る「医療型障害児入所施設」と、それ以外の「福祉型障害児入所施設」に区分されます。いずれも手帳の有無は問わず、児童相談所や医師等により療育の必要性が認められた子どもも入所対象となります。

障害児入所施設が担っている機能としては、①重度・重複障害、行動障害、発達障害等多様な状態像への対応のための「発達支援機能（医療も含む）」、②退後の地域生活、障害者支援施設への円滑な移行、就労へ向けた対応のための「自立支援機能」、③被虐待児童等の対応のための「社会的養護機能」、④在宅障害児及び家族への対応のための「地域支援機能」があります。

## 施設数

福祉型障害児入所施設：243か所、医療型障害児入所施設：221か所（2022年10月現在）

出典：「令和4年社会福祉施設等調査」総括表 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/22/>)

## 主な就業職種

児童指導員、保育士、医師、看護師、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）

## 採用について

---

人口規模が大きい都市部のなかには採用の枠も広がっていくと思われますが、その場合、理学療法士（PT）や作業療法士（OT）、看護師などの有資格者はより有利でしょう。

## 関連団体・組織

---

全国身体障害者施設協議会

<https://www.shinsyokyo.com/>

公益財団法人日本知的障害者福祉協会

<http://www.aigo.or.jp/>

公益財団法人日本重症心身障害福祉協会

<https://jushojisha.jp/>

社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会

<https://www.mamorukai.jp/>



# 女性自立支援施設 (旧・婦人保護施設)

困難な問題を抱えた女性を保護し、自立に向けた支援を行う施設

## 概要

貧困、困窮による性売、DVや性暴力被害、身体的・精神的障害などさまざまな事情により日常生活、社会生活を営むうえで困難な問題を抱えた女性を保護し、安心して暮らせる場を提供し、心のケアや自立に向けた支援を行う入所施設です。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が2024年年4月1日から施行されることに伴い、従来の「婦人保護施設」が名称変更し、新たに「女性自立支援施設」となりました。

女性自立支援施設において行われる支援内容は下記のとおりです。

<支援内容>

- ・ 困難な問題を抱える女性の入所とその保護
- ・ 医学的または心理学的な援助
- ・ 自立の促進のための生活支援
- ・ 施設退所者について相談その他の援助
- ・ 同伴児童に対する学習及び生活支援

## 施設数

47か所 (2023年4月現在)

出典：「女性支援事業の概要」 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/001268912.pdf>)

## 主な就業職種

生活援助指導員、看護師、心理療法担当職員、調理員、栄養士、事務職員

## 採用について

---

近年、社会問題となっている割には施設数がまだ少なく、採用も欠員が生じた場合などに求人がある程度です。

## 関連団体・組織

---

自治体



# 女性相談支援センター (旧・婦人相談所)

DVをはじめ女性が抱える様々な相談に応じ、時に緊急の保護を行う相談機関

## 概要

配偶者やパートナーから向けられる暴力、家庭内のもめごと、ストーカー被害など女性の様々な悩みに相談員が応じ、緊急の保護や問題の解決に向けた支援を行う相談機関です。都道府県に設置義務があるほか、政令指定都市も「設置できる」ものとされています。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が2024年4月1日から施行されることに伴い、制度上の名称が「婦人相談所」から、新たに「女性相談支援センター」に改められます（なお、これまでも各地で「女性相談所」「女性相談センター」「女性サポートセンター」などさまざまな名称が使われてきていました）。

女性相談支援員を含め相談支援に当たる職員は、本人の立場に寄り添い、課題や背景等の内容を本人と一緒に整理し、丁寧にアセスメントしたうえで、最大限に本人の意思を尊重しながら支援方針等を検討し、関係機関の調整などを進めます。配偶者や家族による暴力、性的虐待や性的搾取、ストーカー被害などから本人を守る必要がある場合、「一時保護」を行います。

### <支援内容>

- ・相談受付と課題のときほぐし
- ・緊急時における一時保護
- ・医学的、または心理学的な援助
- ・就労、住居確保、児童の保育などに関する相談援助
- ・施設利用に関する相談援助

## 施設数

49か所 (2022年4月現在)

出典：「2. 婦人相談所について」 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/001082316.pdf>)

## 主な就業職種

---

女性相談支援員、相談指導員、心理判定員、医師、事務職員、一時保護所職員

## 採用について

---

地方公務員の採用試験に合格することが先決ですが、最初から婦人相談所に配属される可能性は高くないため、定期異動の際に希望することになります。

なお、ケースワーカー（女性相談支援員）の場合、社会福祉士の資格の取得が望まれます。

## 関連団体・組織

---

内閣府男女共同参画局

<https://www.gender.go.jp/>



職場

# 母子・父子福祉センター

## 母子家庭や父子家庭を支援する相談機関

### 概要

無料、または低額な料金で母子家庭や父子家庭からの各種の相談に応ずるとともに、生活指導や生業の指導、技能の習得、内職のあっせん、保育などの便宜や生活支援を提供・手配する相談機関です。

設置主体は都道府県や市区町村、社会福祉法人等です。

### 施設数

54か所（2022年10月現在）

出典：「令和4年社会福祉施設等調査」総括表 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/22/>)

### 主な就業職種

母子・父子自立支援員、職業指導員、保育士、栄養士、事務職員

### 採用について

必要な施設ですが数は少なく、採用の枠もきわめて少ないのが実情です。

### 関連団体・組織

自治体



# 児童自立支援施設

不良行為をした、またはそのおそれのある児童の社会的自立を支援する施設

## 概要

不良行為をした、またはそのおそれのある児童および家庭環境などの理由により生活指導などを要する児童が入所、または保護者のもとから通い、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行ってその自立を支援する施設です。かつては「教護院」と呼ばれていましたが、1998年に名称が変更されました。

具体的には、窃盗や浮浪、性的悪戯、傷害、恐喝、暴力、乱暴、反抗、怠学など反倫理的、または反社会的な不良行為、もしくはそのような不良行為のおそれのある児童などに対し、適切な生活と教育の環境を与え、その行動を改善するため、児童自立支援専門員や児童生活支援員による生活指導、教諭による学校教育を中心に自立支援を行います。

ただし、この施設は非行児童の心理的な矯正や懲罰を科すところではなく、あくまでも家庭的な小さな集団のなかで情緒の安定を図る一方、生活や学習への積極性を育み、職業生活への関心を高めることにより児童の社会的な自立を助長することに目的があります。

## 施設数

58か所（2022年10月現在）

出典：「令和4年社会福祉施設等調査」総括表 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/22/>)

## 主な就業職種

児童自立支援専門員、児童生活支援員、教諭、栄養士、調理員、医師、職業指導員、事務職員

## 採用について

---

施設がまだまだ少ないため、欠員が生じた場合に補充される程度です。ただし、長期的な処遇の必要上、家庭裁判所から少年院に送致されてきた非行少年と短期的な処遇で済む児童に分け、それぞれの自立支援を図るなど、時代に合った役割も期待されているため、中長期的には多少の求人増は見込まれるものと思われます。

## 関連団体・組織

---

全国児童自立支援施設協議会

<https://zenjikyoo.org/>

# 障害者にかかわるしごと

## [職場]

生活介護事業所  
自立訓練(機能訓練)事業所  
自立訓練(生活訓練)事業所  
就労移行支援事業所  
就労継続支援A型事業所  
就労継続支援B型事業所  
自立生活援助事業所  
就労定着支援事業所  
グループホーム(共同生活援助施設)  
障害者支援施設  
地域活動支援センター  
福祉ホーム  
共同作業所(小規模作業所)  
障害者就業・生活支援センター  
点字図書館  
身体障害者福祉センター  
身体障害者更生相談所  
知的障害者更生相談所  
相談支援事業所  
基幹相談支援センター



# 生活介護事業所

障害者の日中の時間帯の生活支援を担うほか、運動・リハビリ、生産・創作活動等をサポートする通所施設

## 概要

原則として障害支援区分が「区分3」（入所者は「区分4」）以上の障害をもつ人が、必要な介護を受けながら健康維持のための運動やリハビリに取り組んだり、生産・創作活動に打ち込んだりして日中をアクティブに過ごすことを支援する事業所です。障害者支援施設が自施設の入所者に対し日中提供するケアから、自宅やグループホームからの通所者向けにサービスを提供するものまで、幅広い態様の事業所が存在し、活動内容もバラエティに富んでいます。

### <支援内容>

- ・ 日常生活における介護  
食事・入浴・排泄の介助、医療的ケア
- ・ 生産・創作的活動  
パン・焼菓子の製造・販売、内職作業、木工制作、絵画、陶芸、音楽鑑賞など
- ・ 健康維持・増進支援  
散歩等軽運動、リハビリテーションなど

## 施設数

9,508か所（2022年10月現在）

出典：「令和4年社会福祉施設等調査」結果の概要 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/22/>)

## 主な就業職種

生活支援員、医師、看護師、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)

## 採用について

---

2018年4月に「共生型サービス」が創設され、65歳以上の利用者が継続して同じ事業所でサービスを受けられる共生型生活介護事業を行うことができることになりました。施設数も増えているため、採用の枠は今後も広がると思われます。

## 関連団体・組織

---

自治体



# 自立訓練(機能訓練)事業所

身体機能の維持・回復のためのリハビリテーションや能力向上の訓練を提供する事業所

## 概要

地域生活を送るうえでのさまざまな困難を軽減、ないし解消するため、障害者自身で取り組む機能回復や能力向上をサポートする事業所です。

具体的には、通所、または居宅訪問により理学療法や作業療法などによって運動機能や日常生活動作能力の維持・向上を目的とした訓練を提供するとともに、生活などに関する相談や助言、その他の必要な支援を行います。

## 事業所数

401か所（2022年10月現在）

出典：「令和4年社会福祉施設等調査」結果の概要 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/22/>)

## 主な就業職種

生活支援員、看護師、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)

## 採用について

2018年4月より障害の種別を問わず、サービスを利用できるようになりました。また、同年に「共生型サービス」が創設され、65歳以上の利用者にも継続的にサービスを提供できるようになったことから、採用の枠は少しずつ広がるものと思われれます。

## 関連団体・組織

自治体



# 自立訓練(生活訓練)事業所

知的障害者や精神障害者が地域で自立した生活を送るためのスキル獲得を支援する事業所

## 概要

地域生活を送るうえでのさまざまな困難を軽減、ないし解消するため、障害者自身の生活能力の維持や向上をサポートする事業所です。

具体的には、通所、または居宅訪問により家事の遂行、体調管理、金銭管理、他者との良好なコミュニケーション、規則正しい生活習慣など自立した生活のためのスキルを獲得するための訓練を行います。また、生活などに関する相談や助言、その他の必要な支援も行います。

## 事業所数

1,583か所（2022年10月現在）

出典：「令和4年社会福祉施設等調査」結果の概要 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/22/>)

## 主な就業職種

生活支援員

## 採用について

2018年4月より障害の種別を問わず、サービスを利用できるようになったほか、同年に「共生型サービス」が創設され、65歳以上の利用者にも継続的にサービスを提供できるようになりました。施設数も少しずつ増えてきているため、採用の枠も広がると考えられます。

## 関連団体・組織

自治体



# 就労移行支援事業所

## 65歳未満の障害者に対し、就労実現のお手伝いをする事業所

### 概要

一般企業への就労を希望する65歳未満※の障害者に対し、職業訓練や就労先の紹介、求職活動支援などを通じ、就労実現のお手伝いをする事業所です。利用者ごとに標準期間（24か月）内での利用となります。

支援内容は①職業訓練、職場体験等の機会の提供、②就労先の紹介、求職活動に関する支援、③利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓、④就職後のアフターケア（6か月間）などです。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の学校、または養成施設で、免許を取得するための支援（3年または5年間）を行う「養成施設型」の就労移行支援もあります。

※要件を満たしている場合に限り、65歳以上でも利用可

### 事業所数

3,393か所（2022年10月現在）

出典：「令和4年社会福祉施設等調査」結果の概要 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/22/>)

### 主な就業職種

職業指導員、生活支援員、就労支援員

### 採用について

障害者の地域での就労移行支援は喫緊の課題であり、今後、採用も少しずつ増えていくものと思われます。

## 関連団体・組織

---

全国就労移行支援事業所連絡協議会

<http://voccouncil.org/>

全国社会就労センター協議会

<https://www.selp.or.jp/>



# 就労継続支援A型事業所

一般就労が困難な障害者に「生産活動」の機会を提供し、雇用契約にもとづき賃金を支払う事業所

## 概要

障害をもち、企業等に就労することが難しい65歳未満（利用開始時年齢）の人に対し、雇用契約に基づく生産活動の機会を提供する事業所です。利用者は「労働者」という立場で働き、賃金の支給を受けます。このサービスを通じて、一般就労に必要な知識や能力が高まった人については一般就労への移行をめざします。

## 事業所数

4,429か所（2022年10月現在）

出典：「令和4年社会福祉施設等調査」結果の概要 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/22/>)

## 主な就業職種

職業指導員、生活支援員

## 採用について

就労移行支援事業所と同様、今後、地域のニーズの高まりとともに少しずつ増えていくと思われます。

## 関連団体・組織

全国社会就労センター協議会

<https://www.selp.or.jp/>

NPO法人就労継続支援A型事業所全国協議会

<https://zen-a.net/>



# 就労継続支援B型事業所

一般就労が困難な障害者に「生産活動」の機会を提供し、工賃を支払う事業所

## 概要

障害をもち、企業などに就労することが困難な人に対し、生産活動の機会を提供する事業所です。B型には年齢制限はありません。雇用契約は結ばず、「利用者」として支援を受けながら働き、工賃を得ます。このサービスを通じ、生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった人については就労継続支援（A型）や一般就労への移行をめざします。

## 事業所数

1万5,588か所（2022年10月現在）

出典：「令和4年社会福祉施設等調査」結果の概要 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/22/>)

## 主な就業職種

職業指導員、生活支援員

## 採用について

利用者数、事業所数ともに年々増加しているため、採用の枠は広がると考えられます。

## 関連団体・組織

全国社会就労センター協議会

<https://www.selp.or.jp/>



# 自立生活援助事業所

地域内に暮らす障害者の“困りごと”に対応して、各種サポートを行う事業所

## 概要

施設やグループホームではなく、地域内に自らの住まいをもって暮らす障害者の日常的に発生する“困りごと”に対応すべく定期的に訪問して様子を確認のうえ、必要な助言をしたり、本人からの連絡を随時受けて相談に乗ったり、外出に同行したり、手続き支援や連絡調整を行ったりする事業所です。

利用対象となるのは、以下の3タイプの人です。

- ① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院などから地域での一人暮らしに移行した障害者などで、理解力や生活力などに不安がある人、
- ② 現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な人（それまで身の回りの世話をしていた同居家族の死亡・入院などで日常生活の維持に支障をきたしたり、社会的孤立に陥るおそれがあるとみられる場合など）、
- ③ 一人暮らしではないものの、同居家族が障害や病気を有していたり、要介護であったりして支援を得ることが見込めず、実質的に一人暮らしと同様の状況で自立生活援助による支援が必要な人

具体的に以下のような支援を行います。

- ・ 定期的に利用者宅を訪問し（月2回以上）、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好かなどを確認し、必要な助言や関係機関などとの連絡調整を行う
- ・ 定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談、要請があった際、訪問、電話、メールなどによる随時の対応を行う
- ・ 利用者からの要請に応じ、医療機関、行政機関、金融機関、買い物などに同行する

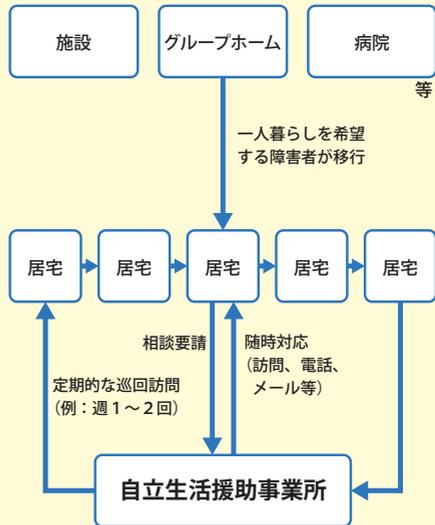
### 〈自立生活援助〉

#### 対象者

- 障害者支援施設やグループホーム等を利用していただ障害者で一人暮らしを希望する者等

#### 支援内容

- 定期的に利用者の居宅を訪問し、
  - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
  - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
  - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
  - ・ 地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。



資料：厚生労働省

## 事業所数

445か所（2022年10月現在）

出典：「令和4年社会福祉施設等調査」結果の概要 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/22/>)

## 主な就業職種

地域生活支援員

## 採用について

2018年4月の「障害者総合支援法」の改正に伴い、新たに創設されたサービス事業であり、今後、採用の枠は少しずつ広がるものと見込まれます。

## 関連団体・組織

---

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会

<https://jgh-gakkai.com/>

公益財団法人日本知的障害者福祉協会

<http://www.aigo.or.jp/>



# 就労定着支援事業所

一般就労した障害者が職場に定着して就労が続くようにサポートする事業所

## 概要

就労移行支援や就労継続支援、その他自立訓練のサービスなどを利用し企業に就職した人を対象に、職場に定着して就労が続くよう、継続的に本人とコミュニケーションをとって相談を受け、必要な対応を行う事業所です。本人の勤務先の事業主、本人の利用する障害福祉サービスの事業者、本人の通院する医療機関など関係先との連絡調整も含め、支援します。



なお、就労から6カ月間は、就労移行支援などによるフォロー（職場定着支援）が行われることになっているため、就労定着支援は6カ月経過してからの利用開始となります。利用期間は最長3年間です。

## 事業所数

1,678か所（2022年10月現在）

出典：「令和4年社会福祉施設等調査」結果の概要 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/22/>)

## 主な就業職種

就労定着支援員

## 採用について

2018年4月の「障害者総合支援法」の改正に伴い、新たに創設されたサービス事

業で、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所、生活介護事業所、自立訓練事業所に併設して開設することができることから、事業所数は増えていくと思われ、今後、採用の枠は少しずつ広がるが見込まれます。

## 関連団体・組織

---

全国社会就労センター協議会

<https://www.selp.or.jp/>

特定非営利活動法人全国就業支援ネットワーク

<https://sien-nw.jp/>

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会

<https://jgh-gakkai.com/>

公益財団法人日本知的障害者福祉協会

<http://www.aigo.or.jp/>

全国手をつなぐ育成会連合会

<http://zen-iku.jp/>



# グループホーム(共同生活援助施設)

障害者が、地域住民との交流が確保される地域のなかで、家庭的な雰囲気のもと、共同生活を営むための施設

## 概要

一般住宅や民間の賃貸マンション、公営住宅など地域のなかに住まいを確保し、障害のある人が共同して自立した生活を送れるよう、食事の提供、または食事づくりの支援、健康管理や金銭管理の支援、日常の相談対応や情報提供、緊急時の支援、ニーズに応じて身体介護を提供する施設です。



障害者総合支援法が定義する「障害者」に該当する人であれば障害種別や障害支援区分にかかわらず利用可能となっており、利用者像は多種多様です。

なお、身体障害者については「年齢制限」があり、①65歳未満、②65歳に達する前日までに障害福祉サービスやこれに準ずるサービスを利用したことがある、のいずれかに該当していることが利用要件となっています。

共同生活援助が受け持つ機能は「住まい」と「日常生活支援」と「介護」です。昼間は就労や訓練やデイサービス（生活介護）などの日中活動に出かけるというライフスタイルを念頭に、サービス提供は夜～朝および休日を中心に行われます。常時介護を必要とする人を対象に昼夜通して介護を行うグループホームもあります。

地域生活への移行を希望する利用者には退居後の一人暮らしの生活を念頭に、家事能力向上の支援や金銭管理、服薬管理など必要な生活習慣獲得の支援、住宅確保の支援などを行い、退居後も一定期間にわたって支援を行っています。

経営主体は社会福祉法人やNPO法人事業所、医療法人などで「介護サービス包括型（従前のケアホーム型）」、「外部サービス利用型」、2018年に創設された「日中サービス支援型（重度の障害者などに常時支援を提供）」、「サテライト型

（原則3年以内に一般住宅へ移行することを目標とした一人暮らしに近い状態）」  
があります。

## 施設数

---

グループホーム：12,281か所（2022年10月現在）

出典：「令和4年社会福祉施設等調査」結果の概要 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/22/>)

## 主な就業職種

---

世話人、生活支援員、サービス管理責任者

## 採用について

---

2018年の法改正を受け、グループホームの数は増えており、採用の枠は広がると考えられます。

## 関連団体・組織

---

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会

<https://jgh-gakkai.com/>



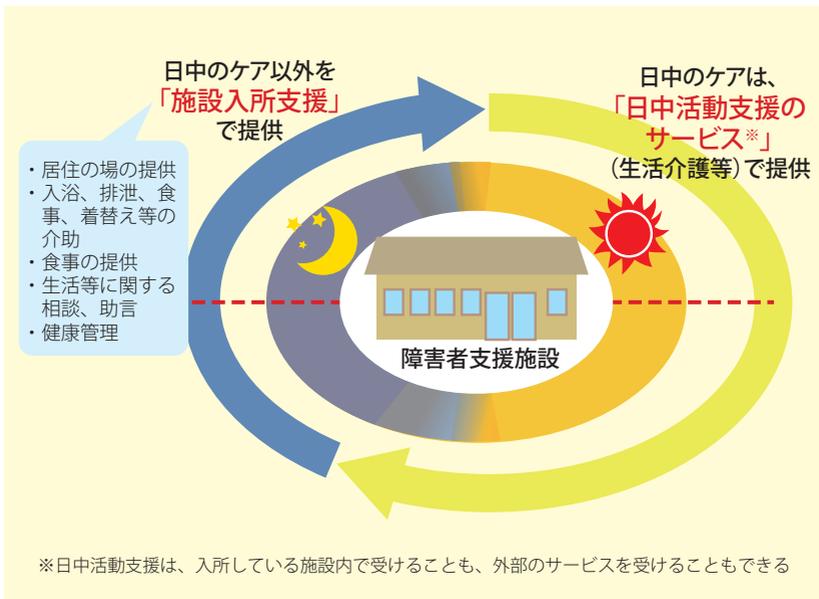
# 障害者支援施設

## 障害者に居住の場を提供し、生活全般を支える入所施設

### 概要

障害者の入所を受け入れて居住の場や食事と日常生活上の世話および介護を提供する施設です。障害者総合支援制度の建て付けとして、日中のケアは日中活動支援の「生活介護」として提供され、それ以外（夜間等）の支援全般は「施設入所支援」として提供されます。

その背景には、朝起きて学校や仕事に出かけるように、重い障害を負っていても昼間のアクティビティが確保されるべきだという考えがあります。日中活動支援のサービスは施設内のものを利用するか、外に出かけて外部のサービスを利用するかは利用者が自由に選べることになっています。



## 施設数

---

2,575か所（2022年10月現在）

出典：「令和4年社会福祉施設等調査」総括表 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/22/>)

## 主な就業職種

---

生活支援員、職業指導員、就労支援員、医師、看護師、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)

## 採用について

---

ノーマライゼーションの理念の普及に伴い、都市部を中心に整備されつつあるため、今後、採用の枠は少しずつ広がるものと思われます。

## 関連団体・組織

---

全国身体障害者施設協議会

<https://www.shinsyokyo.com/>

公益財団法人日本知的障害者福祉協会

<http://www.aigo.or.jp/>

公益財団法人日本重症心身障害福祉協会

<https://jushojisha.jp/>

一般社団法人全国精神障害者福祉事業者協会

<http://www.nawm.jp/>

社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会

<https://www.mamorukai.jp/>



# 地域活動支援センター

障害者に対し、創作的活動や社会との交流などの機会を提供する  
機関

## 概要

障害者などを対象とし、地域の実情に応じて創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などのサービスを提供する通所施設です。事業形態により住民に対するボランティアの育成、また、就労のための社会適応訓練などを行っているところもあります。

このうち、精神保健福祉士などが医療、福祉や地域の住民のボランティア育成などに努めるⅠ型、作業療法士（OT）などが機能訓練や社会適応訓練などに努めるⅡ型、地域の障害者団体などが通所による援護事業を実施するⅢ型があります。

## 施設数

2,794か所（2022年10月現在）

出典：「令和4年社会福祉施設等調査」総括表 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/22/>)

## 主な就業職種

精神保健福祉士、作業療法士、職業指導員、生活支援員

## 採用について

手厚い人員配置や機能訓練等のサービスを実施するなど、センター機能強化を図る場合には「地域活動支援センター機能強化事業」として国庫補助が受けられます。そのため、精神保健福祉士等の専門職を中心に採用が見込めます。

## 関連団体・組織

自治体



# 福祉ホーム

住居を求めている障害者に対し、低額な料金で居室、その他の設備を提供する施設

## 概要

現に住居を求めている障害者に対し、低額な料金で居室、その他の設備や日常生活に必要なサービスを提供する施設です。このため、福祉事務所など関係機関との連絡・調整なども行います。

具体的には、家庭環境や住宅事情などの理由により居宅で生活することが困難なため、住居を求めているA型、居宅しているものの、社会復帰や家庭復帰に向けてさまざまな援助を求めているB型がありますが、常時介護や医療を必要とする状態にある人は除かれます。

## 施設数

129か所（2022年10月現在）

出典：「令和4年社会福祉施設等調査」総括表 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/22/>)

## 主な就業職種

管理人

## 採用について

施設がもともと少ないため、採用の枠はきわめて狭く、欠員が生じた場合に補充がある程度と思われます。

## 関連団体・組織

自治体



# 共同作業所(小規模作業所)

## 地域で障害者が仲間と一緒に働く場を提供する事業所

### 概要

特別支援学校を卒業したものの、障害があるため、進路が決まらなかったり、一度は一般の事業所に就職したものの、しごとになじめず、就業を継続できなかったりしている地域の障害者に対し、働く場や生活・交流の場の確保をめざす民間事業所です。障害者団体や障害者の親・家族の会、ボランティアなどの関係者が生きがいづくりや機能訓練、生活支援、仲間づくり、学習、レクリエーションなどの共同事業を通じ、雇用促進のための訓練を行ったり、工賃を得たりすることを目的としています。地域によっては福祉作業所や小規模作業所、小規模授産所、障害者作業所などともいわれています。

具体的には、地域の住民や事業所の理解と協力のもと、公園の清掃や廃品の回収・リサイクル、企業・事業所の各種下請け作業、パンやクッキーなど手づくりの品のバザーなどでの販売、喫茶店などの経営を通じ、収益を上げています。また、音楽の演奏や運動会などのレクリエーション、生け花や陶芸などのクラブ活動、町内会や自治会の活動などを行っているところもあります。

ただし、最近では地域の一般の事業所が理解を示し、業務を発注するなど少しずつ環境が改善されてきています。

なお、2006年10月から「障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）」によって新たなサービス体系となり、主に地域活動支援センターや就労移行支援事業所、就労継続支援A・B型事業所への移行が行われています。

### 施設数

2,794か所（地域活動支援センターの数：2022年10月現在）

出典：「令和4年社会福祉施設等調査」総括表 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/22/>)

## 主な就業職種

---

生活支援・相談員、作業指導員、職業指導員、ケースワーカー

## 採用について

---

地域活動支援センターなどへの移行が進んでいますが、近年、都市部を中心に全国に増えているため、採用の枠も広がりつつあります。

## 関連団体・組織

---

きょうされん

<https://www.kyosaren.or.jp/>



# 障害者就業・生活支援センター

障害者の就業や生活面における各種相談を一体的に実施する事業所

## 概要

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」にもとづき、18歳以上で精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、身体障害者手帳のいずれかをもっており、一般就労を希望、またはすでに一般就労されている人を対象にその家族や支援者、雇用されている企業・事業所から障害者の就業や生活面における各種の相談に応じ、支援するため、その居住する地域に雇用や保健福祉、教育などの関係機関を整備しかつ連携させる拠点です。

運営は公益法人（社団、または財団）や社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人です。

## 施設数

337か所（2023年8月現在）

出典：「障害者就業・生活支援センターについて」一覧 | 厚生労働省  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_18012.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18012.html))

## 主な就業職種

就業の職種はとくに区別されておらず、相談の範囲は就職相談や仕事上の悩み、金銭の管理、健康問題など就業や生活面全般にわたります。

## 採用について

今のところとくに資格などは問われませんが、社会福祉士などの資格があれば採用も有望だと思われます。

## 関連団体・組織

自治体



# 点字図書館

点字図書や録音図書の提供や、点訳・音訳や、各種情報提供を通じて視覚障害者等の情報入手をサポート

## 概要

視覚障害者に対し、点字の刊行物や視覚障害者用の録音物を提供する施設です。

点字図書や録音テープの製作・貸し出しを主な業務とするほか、点訳・朗読奉仕員の指導・育成や関係図書の奨励、各種相談事業などを行っています。さらに、視覚障害者を対象に一般の刊行物を点字に翻訳して製版したり、印刷したりする点字出版施設があります。

また、字幕（手話）入りのビデオカセット・DVDの製作・貸し出しや手話通訳者の派遣、手話教室や教育・育児・医療・職場に関する相談事業を行う聴覚障害者情報提供施設もあります。

いずれも無料、または低額な料金で利用できます。

<主なサービス内容の例> ※ 各施設によって提供するサービス内容は異なります

- 図書の貸出  
利用者の希望を聞いて該当の図書を探し出し、蔵書になければ他の図書館から取り寄せて調達します。貸出は、来館による手渡しまたは郵送によって行います。
- 製作  
既存の書籍を点訳または音訳して、点字図書や録音図書を製作しています。点訳・音訳を担う人材の養成も行っています。
- プライベート・サービス  
希望に応じて、利用者の持ち込む書籍や資料（家電製品の取扱説明書やパンフレットなど）を点訳または音訳したり、対面による朗読を行ったりしています。
- 相談受付・情報提供  
福祉サービスや施設の概要、視覚障害者用機器の使用方法などについて、相談を受け付け、情報提供を行っています。
- 講習会  
点字講習会やパソコン講習会などを行っています。

点字図書館では近年、ICTを取り入れた業務合理化やサービス拡充が進んでいます。インターネットを利用した情報ネットワーク（名称＝「サビエ」）が整備され、全国の図書館・点字図書館等\*で所蔵されている点字図書や録音図書の「書誌データベース」が構築されて、全国単位での図書の検索、相互貸借、さらには登録

された点字データや音声データ（国際標準のDAISY仕様によるもの）のダウンロードが可能となっています。

（\*ネットワークに参加した図書館に限る）

また、2019年に施行された「読書バリアフリー法」や、2022年に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を通じて、点字図書館には「視覚障害以外の障害者」（たとえば、文字を読むことが困難な発達障害者、上肢の障害などで本のページをめくることが困難な身体障害者など）に対する読書バリアフリー／情報アクセシビリティの確保という役割が求められるようになってきました。また、地域における面的な読書バリアフリー／情報アクセシビリティの確保という観点から、一般の図書館との連携も重要な課題として位置づけられています。

## 施設数

---

76か所（2023年4月現在）

出典：「点字図書館一覧（令和5年4月1日時点）」 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/001151545.pdf>)

## 主な就業職種

---

司書、点字指導員、貸出閲覧員または情報支援員、校正員または音声訳指導員  
ほか

## 採用について

---

図書館は都市部が中心で、地方には少ない状況です。現状では都市部でも欠員が生じた場合に求人がある程度です。

## 関連団体・組織

---

日本点字委員会

<http://www.braille.jp/>

サピエ図書館

<https://sapie.or.jp/>

特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会

<https://www.naiiv.net/>



# 身体障害者福祉センター

身体障害者とその家族、ボランティアなどが交流し、文化活動などを行う機関

## 概要

身体障害者に対し、無料または低額な料金で各種の相談に応じたり、機能訓練や教養の向上、社会との交流の促進、レクリエーションのための便宜を総合的に供与する機関です。

身体障害者福祉センターには次の4つの種類があります。

- ① 各種相談に応ずるほか、機能訓練や社会との交流の促進、スポーツ・レクリエーションのため、必要な便宜を総合的に供与するA型。
- ② 障害者デイサービスやボランティアの養成、その他身体障害者の福祉の増進を図るB型。
- ③ 在宅の身体障害者が自宅から通所し、創作的活動や機能訓練などを行う在宅障害者デイサービス施設。
- ④ 広域的な利用施設として景勝地や温泉地などに設置され、障害者とその家族が気軽に宿泊したり、休養することができるほか、レクリエーションなどのための便宜を供与したりする障害者更生センター。

なお、設置主体は原則として自治体となっています。

## 施設数

A型：38か所、B型：115か所、障害者更生センター：4か所（2022年10月現在）

出典：「令和4年社会福祉施設等調査」総括表 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/22/>)

## 主な就業職種

生活相談員、職業・作業指導員

## 採用について

---

いずれのタイプの施設も近年のノーマライゼーションの理念の普及に伴い、整備・拡充が図られているため、求人も都市部を中心に全般的に増えています。

## 関連団体・組織

---

自治体



# 身体障害者更生相談所

身体障害者本人やその家族からのさまざまな相談に応じ、専門的な指導、判定業務などを行う機関

## 概要

身体障害者やその家族に対し、専門的な知識と技術を必要とする相談・指導業務や医学的、心理学的、職能的な判定業務、または補装具の処方および適合判定を行う機関です。さらには、市区町村に対する専門的な技術的援助指導、巡回相談（来所の難しい人などのために必要に応じて）、地域におけるリハビリテーションの推進に関する業務などを行います。

設置主体は都道府県、政令指定都市となっています。

## 施設数

78か所（2023年4月現在）

出典：「令和5年版 障害者白書」付録13 障害に関する相談窓口 | 内閣府  
(<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r05hakusho/zenbun/index-w.html>)

## 主な就業職種

医師、看護師、保健師、身体障害者福祉司、ケースワーカー、心理判定員、職能判定員、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、義肢装具士、言語聴覚士（ST）など

## 採用について

地方公務員として採用され、配置されますが、施設が少ないため、欠員が生じた場合のみ新規採用が見込まれます。

## 関連団体・組織

自治体



# 知的障害者更生相談所

知的障害者本人やその家族からのさまざまな相談に応じ、専門的な指導、判定業務などを行う機関

## 概要

知的障害者やその家族に対し、専門的な知識と技術を必要とする相談・指導業務や医学的、心理学的、職能的な判定業務、そして、市区町村に対する専門的な技術的援助を行う機関です。さらには、来所の難しい人などのために必要に応じて巡回相談を行ったり、関係機関と連携を図って地域のネットワーク化を推進するといった地域生活の支援を行っています。

設置主体は都道府県、政令指定都市となっています。

## 施設数

88か所（2023年4月現在。身体障害者更生相談所や児童相談所と統合、または併設されていることが多い状況です。）

出典：「令和5年版 障害者白書」付録13 障害に関する相談窓口 | 内閣府  
(<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r05hakusho/zenbun/index-w.html>)

## 主な就業職種

医師、看護師、保健師、知的障害者福祉司、ケースワーカー、心理判定員、職能判定員、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）

## 採用について

地方公務員として採用され、配置されますが、施設が少ないため、欠員が生じた場合のみ新規採用が見込まれます。

## 関連団体・組織

自治体



# 相談支援事業所

## 障害福祉サービスを利用する障害者向けにケアマネジメントと伴走支援を行う施設

### 概要

障害者や家族から相談を受け、アセスメントのうえ助言や情報提供、支援にかかる計画の作成、関係機関との連絡調整、モニタリングとフォローなどを行う事業所です。大きく分けて、①地域相談支援を提供する「一般相談支援事業所」と、②計画相談支援を提供する「特定相談支援事業所」の2種類があります。

なお、各市町村は、地域生活支援事業の一環として、あらゆる困りごとに対応する“よろず相談”の「障害者相談支援事業」を実施しています。この事業を受託している相談支援事業所では、サービス利用の有無にかかわらず、障害者や家族等からの相談を受け付けています。

#### ① 地域相談支援（一般相談支援事業所で提供）

「安心して地域で暮らしたい」という希望を具現化するための、一連の支援です。「地域移行支援」と「地域定着支援」があります。

##### (1) 地域移行支援

地域で暮らしたいという希望を持つ障害者（障害者支援施設に入所中あるいは精神科病院に入院中の障害者）に伴走して、住居の確保、役所への手続き、障害福祉サービスの体験利用、体験宿泊など地域生活への移行をサポートします。

##### (2) 地域定着支援

主に居家で一人暮らしの障害のある人を対象に、24時間365日、常に連絡がとれる体制を取っておいて、不安なときやトラブルが起きたときのSOSを受け、緊急訪問を含む相談支援を行います。

#### ② 計画相談支援（特定相談支援事業所で提供）

障害福祉サービスの利用全般に対応した「ケアマネジメント業務」のことで

す。障害者総合支援法にもとづくサービスの利用に当たっては、手続き上、「サービス等利用計画案」および「サービス等利用計画」を市町村に提出する必要がありますが、その作成にあたってのアセスメントから、サービス事業者・関係機関・社会資源とのマッチングやコーディネート、サービス開始後のモニタリングなど、一連の支援を行います。なお、障害児およびその家族向けに計画相談支援を行う事業所を「障害児相談支援事業所」といいます。

## 相談支援事業所

### 一般相談支援事業所



「地域相談支援」を行う機関

「安心して地域で暮らしたい」という希望を具現化する支援

地域移行支援 + 地域定着支援

#### 事業内容

入所施設に入所している障害者、または精神科病院に入院している精神障害者について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行った場合は、地域移行支援サービス費が支給される。

#### 対象者

- ・障害者支援施設等に入所している障害者
- ・精神科病院に入院している精神障害者（1年以上の入院を原則に市町村が必要と認める者）

#### 事業内容

居家で単身等で生活する障害者であって、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者について、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の各種支援を行った場合は、地域定着支援サービス費が支給される。

#### 対象者

- ・以下のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者
- ・居宅において単身で生活する障害者
- ・居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者

### 特定相談支援事業所



「計画相談支援」を行う機関

障害福祉サービスの利用全般に対応したケアマネジメント業務



サービス等  
利用計画

#### 事業内容

障害福祉サービス等を申請した障害者（児）について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行った場合は、計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費が支給される。

#### 対象者

- 障害者自立支援法の計画相談支援の対象者
- ・障害福祉サービスを申請した障害者または障害児であって、市町村がサービス等利用計画案の提出を求めた者
- ・地域相談支援を申請した障害者であって市町村がサービス等利用計画案の提出を求めた者 ※介護保険制度のサービスを利用する場合については、障害福祉サービス固有の行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の場合で、市町村が必要と認める場合。
- 児童福祉法の障害児相談支援の対象者
- ・障害児通所支援を申請した障害児であって市町村が障害児支援利用計画案の提出を求めた者

市町村から「障害者相談支援事業」を受託している相談支援事業所や基幹型相談支援センターでは、障害者や家族の不安や困りごとなどに広く対応する「よろず相談」を受け付けている

## 施設数

---

- 一般相談支援事業所  
3,671か所（2022年4月時点）
- 特定相談支援事業所および障害児相談支援事業所  
11,472か所（2022年4月時点）

出典：「障害者相談支援事業の実施状況等について（令和4年調査）」 | 厚生労働省  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_32345.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32345.html))

## 主な就業職種

---

- 一般相談支援事業所  
相談支援専門員、指定地域移行支援従事者
- 特定相談支援事業所  
相談支援専門員

## 採用について

---

都市部を中心に、相談支援専門員の求人が出ています。なお、相談支援専門員になるには、実務経験3~10年と相談支援従事者初任者研修の受講が必須です。

## 関連団体・組織

---

自治体



# 基幹相談支援センター

障害福祉分野について、誰でもなんでも相談できる窓口

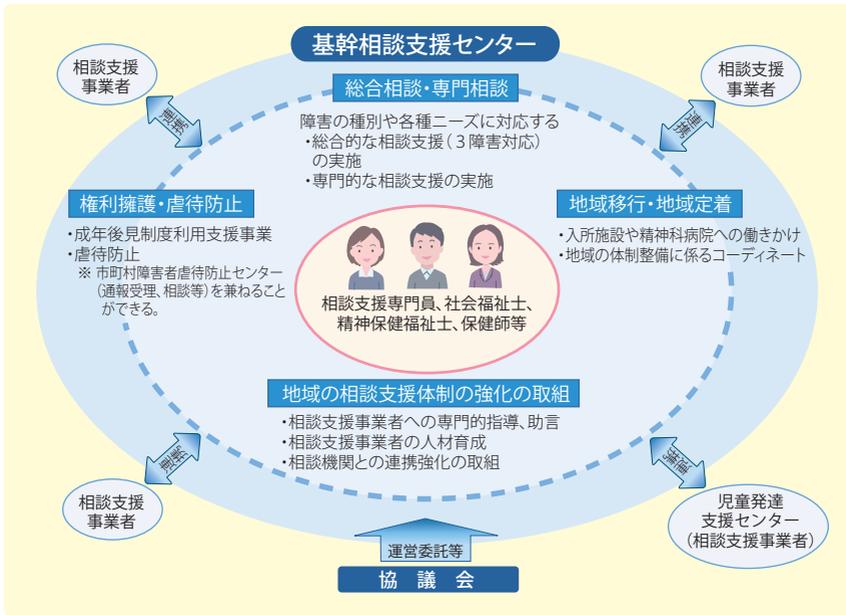
## 概要

障害福祉分野において地域の相談支援の中核的な役割を担う相談機関です。多種多様な障害特性や生活ニーズに対応し、困りごとや“生きづらさ”を抱える障害者などがどのような相談もできる窓口です。

通常の「相談支援事業所」は、主として障害福祉サービスを利用する障害者向けにケアマネジメントと伴走支援を行います。基幹相談支援センターでは、①どのような相談も受け付ける（具体的な障害福祉サービス利用につながらない相談事項にも対応する）、②地域全体の「支援力」を底上げする役割も担っている（地域課題を解決するための地域連携体制の構築、人材育成やバックアップなど）という違いがあります。

「基幹相談支援センター」は、市町村が直営で開設・運営するものと、社会福祉法人等の開設した相談支援事業所が委託を受けて運営するものがあります。これまでも各市区町村が設置すべき相談機関として障害者総合支援法に位置づけられていましたが、2024年4月からは設置が市区町村の努力義務となります。

< 基幹相談支援センターの主な機能と役割 >



出典：基幹相談支援センターの役割のイメージ | 厚生労働省

(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000100547.pdf>)

## 施設数

1,156か所（2022年4月時点）

出典：「障害者相談支援事業の実施状況等について（令和4年調査）」 | 厚生労働省

([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_32345.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32345.html))

## 主な就業職種

主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師

## 採用について

都市部の場合、地方公務員はもとより、障害者福祉施設、各種事業所での採用枠はありますが、いずれも社会福祉士または精神保健福祉士などの有資格者に限り正職員として採用される見込みです。

## 関連団体・組織

---

自治体

# 貧困者・ 低所得者に かかわるしごと

---

[職場]

救護施設  
更生施設  
医療保護施設  
宿所提供施設  
授産施設  
自立支援センター  
自立相談支援機関



# 救護施設

障害等のため、日常生活が困難となった要保護者を保護する入所施設

## 概要

身体・知的・精神の障害や依存症などの生きづらさを抱えて、経済的な問題も含め、日常生活を営むことが困難な状態の要保護者を入所させて、生活扶助を行う施設です。生活保護法にもとづく保護施設の一つで、設置主体は都道府県、市区町村、地方独立行政法人、社会福祉法人、日本赤十字社に限られています。

利用者一人ひとりにあわせて健康管理や介護やリハビリを行い、自主的なクラブ活動に取り組めるよう支援し、その一方で施設内の配膳や片付けを手伝ってもらうなどして、「ともに生きる」ための生活環境を提供しています。

施設を退所して居宅生活に移ることを希望する利用者には、社会生活力を習得するための訓練を行うとともに、退所後も訪問や通所を通じてつながり続けて生活全般の相談支援を行い、一時的に精神状態が不安定になった場合等には「ショートステイ」を受け入れるなどの取り組みを行っています。

また、施設ごとに創意工夫して、地域の生活困窮者等を対象とした相談活動、介護教室、配食サービス、集会室等のスペース提供など、地域共生に向けての活動も行っています。

### <日課の一例>

6:30	起床・検温・洗面・身支度・清掃
7:00	朝食・食堂の片付け ラジオ体操・朝礼・散歩
8:30	作業訓練・クラブ活動・通院・ リハビリ訓練
12:00	昼食・昼休み・食堂の片付け
13:00	作業訓練・クラブ活動・通院・ リハビリ訓練
18:00	夕食
19:00	入浴・自由時間
22:00	就寝

## 施設数

---

186か所（2022年10月現在）

出典：「令和4年社会福祉施設等調査」総括表 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/22/>)

## 主な就業職種

---

生活指導員、介護職員、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、看護師、栄養士、調理員、医師、事務職員

## 採用について

---

さまざまな障害がある人が健康で安心して日常生活を送るための総合的な施設で、近年はホームレス（路上生活者）やアルコール依存症の人など多様な人が生活しています。施設そのものは増えていないものの、今後も採用があるものと思われます。

## 関連団体・組織

---

全国救護施設協議会

<https://www.zenkyukyo.gr.jp/>



# 更生施設

養護や生活指導を必要とする要保護者を保護する入所施設

## 概要

生活保護法にもとづく保護施設のうち、身体上、または精神上の理由で養護や生活指導を必要とする要保護者が生活扶助を受ける入所施設です。設置主体は都道府県、区市町村、地方独立行政法人、社会福祉法人、日本赤十字社に限られています。

## 施設数

19か所（2022年10月現在）

出典：「令和4年社会福祉施設等調査」総括表 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/22/>)

## 主な就業職種

生活指導員、作業指導員、医師、看護師、保健師、作業療法士（OT）、栄養士、調理員、事務職員

## 採用について

近年、都市部を中心に整備されつつあるものの、数はまだまだ少ないため、募集の欠員が生じた場合にある程度です。

## 関連団体・組織

自治体



職場

# 医療保護施設

## 医療を必要とする要保護者のための入所施設

### 概要

生活保護法にもとづく保護施設のうち、医療を必要とする要保護者に対し、医療の給付を行う施設です。指定病院や診療所の許可病床であるため、独立した施設というよりも病院に付随する機能の施設といえます。設置主体は都道府県、市町村、地方独立行政法人、社会福祉法人、日本赤十字社に限られています。

### 施設数

57か所（2022年10月現在）

出典：「令和4年社会福祉施設等調査」総括表 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/22/>)

### 主な就業職種

生活指導員、医師、看護師、栄養士、調理員、事務職員

### 採用について

ホームレス（路上生活者）や結核患者の保護施設として重要視されてきた施設です。施設数はここ3年はほぼ横ばいのため、採用も多くはありません。

### 関連団体・組織

自治体



# 宿所提供施設

## 住居のない要保護者の世帯に住宅扶助を行う保護施設

### 概要

生活保護法にもとづく保護施設のうち、住居のない要保護者の世帯に対し、住宅扶助を行う施設が宿所提供施設です。設置主体は都道府県、市町村、地方独立行政法人、社会福祉法人、日本赤十字社に限られています。

なお、類似の施設として、生活困窮者が無料、または低額で一時的に滞在できる無料低額宿泊所がありますが、これは社会福祉法にもとづくもので、別類型の施設となります。

### 施設数

14か所（2022年10月現在）

出典：「令和4年社会福祉施設等調査」総括表 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/22/>)

### 主な就業職種

生活指導員、事務職員

### 採用について

施設そのものは公共（営）住宅の整備に伴って減っているものの、都市部では罹災など窮迫状態にある家族世帯などを対象に運営され、採用の枠は若干あると思われます。

### 関連団体・組織

自治体



# 授産施設

要保護者に就労や技能の修得に必要な機会を与え、自立を支援する施設

## 概要

生活保護法にもとづく保護施設のうち、身体上、精神上の理由、または世帯の事情で就業能力の限られている要保護者に対し、就労や技能の修得のために必要な機会を与え、自立を支援する施設です。

具体的には、要保護者の就業能力の程度や経歴などが勘案され、縫製（ミシンなど）、食品製造、パソコン作業（データ入力など）、施設外就労（清掃・接客）などについて実務作業と職業訓練が行われます。作業能力により一定の工賃が支払われるのは障害者支援施設と同様です。ただし、雇用契約を結んだ給料ではないため、最低賃金は保証されません。

設置主体は都道府県、市町村、地方独立行政法人、社会福祉法人、日本赤十字社に限られています。

## 施設数

14か所（2022年10月現在）

出典：「令和4年社会福祉施設等調査」総括表 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/22/>)

## 主な就業職種

作業指導員、職業指導員、事務職員

## 採用について

施設数はここ3年は横ばいのため、求人は欠員が生じた場合にのみある程度です。

## 関連団体・組織

---

全国社会就労センター協議会

<https://www.selp.or.jp/>



# 自立支援センター

さまざまな事情で居所を失った人を一時的に保護し、自立に向けた支援を行う施設

## 概要

生活困窮者・ホームレス自立支援センター（自立支援センター）は、さまざまな事情で居所を失ってホームレスの状態にある人を一時的に保護して、自立に向けた支援を行う施設です。宿泊の場と衣食を提供し、暮らしを整えるための支援（家計改善支援を含む）、就労に向けての支援、アパート生活等への移行支援を行います。

設置主体は都道府県、または市区町村で、国が必要経費を補助することになっています。

## 施設数

18か所（2018年4月現在）

出典：「一時生活支援事業の手引き」|厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000520649.pdf>)

## 主な就業職種

生活相談支援員、就労支援員

## 採用について

ホームレスは2023年現在、3,065人と減少傾向にあります。生活困窮者自立支援法で一時生活支援事業が位置づけられており、都市部では若干の採用が見込まれます。

出典：「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果について」|厚生労働省  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_32790.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32790.html))

## 関連団体・組織

---

特定非営利活動法人ホームレス支援全国ネットワーク

<http://www.homeless-net.org/>



# 自立相談支援機関

## 生活困窮者等を支援する、ワンストップ型の相談機関

### 概要

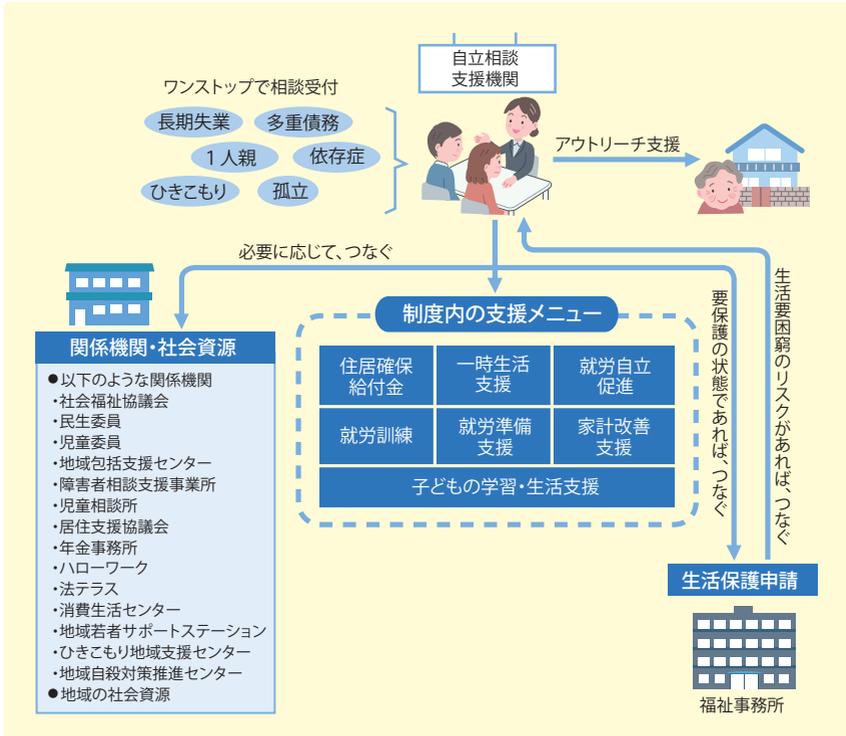
生活困窮者自立支援法に基づいて各市町村（福祉事務所のない町村については都道府県）が開設している、ワンストップ型の相談機関です。年齢や属性にかかわらず、ひきこもり、多重債務、住居喪失、DV被害、依存症などの事情があって生活が行き詰ってしまっている人、周囲のサポートを受けられずに困っている人などからの相談を受け付け、話を傾聴し、直面している課題を整理・把握して支援プランを作成し、自立に向けた支援を提供します。

生活困窮者自立支援制度には、①就労に向けた各種訓練や職業あっせん、②家計の立て直しのための支援、③子ども向けの無料学習教室や居場所提供、④住居を失うおそれがある人を対象とした緊急避難的な現金給付や一時的な居所・衣食の提供などの支援メニューがあるので、ニーズに応じてこれらを活用したり、あるいは必要に応じて生活保護申請につなげたり、保健所や精神保健福祉センター、ひきこもり地域支援センター、自殺予防に関する相談窓口、法テラス、ハローワーク、各種支援団体などについてフォローしたりしています。

自立相談支援機関は、自治体の直営によるものと、民間事業者に委託を受けて実施しているものがあります。委託先の事業者には、地方公務員に準じた守秘義務が課せられています。

窓口の名称は、市町村によって「くらしサポートセンター」「生活あんしんセンター」「市民なやみごと相談窓口」など様々です。

<自立相談支援機関のイメージ>



## 施設数

1,387か所（2023年4月現在）

出典：「生活困窮者自立支援制度の概要」 | 厚生労働省

(<https://www.mhlw.go.jp/content/001165725.pdf>)

## 主な就業職種

主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師

## 採用について

自治体の直営、民間事業所に委託ともに、採用枠があります。多くは常勤ですが、場合によって非常勤採用のところもあります。

## 関連団体・組織

---

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク

<https://life-poor-support-japan.net/>

# 行政に かかわるしごと

---

[職場]

政府・自治体  
福祉事務所  
少年院  
家庭裁判所  
保護観察所



# 政府・自治体

## 政策を立案し、福祉行政にかかる施策や事業を実施する

### 概要

政府とは、広義には国の政治を行う統治機関のことを意味しますが、わが国では内閣および行政機構のことを指すのが一般的です。行政機構には1府11省2庁の府省庁があり、福祉関連の施策として、厚生労働省では障害者福祉、生活保護・福祉一般、介護・高齢者福祉、障害者の雇用促進、内閣府では「地域共生社会」の実現に向け、高齢社会対策や障害者施策、バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進などの政策が、また、こども家庭庁において、子ども・若者育成支援施策、青少年有害環境対策、子どもの貧困対策などが関係省庁の協力のもと取り組まれています。

そのほか、文部科学省では特別支援教育、障害者の生涯学習、国土交通省ではバリアフリー、ユニバーサルデザイン、健康・医療・福祉のまちづくり、法務省では更生保護、刑事施設・少年院、社会を明るくする運動など、農林水産省では農山漁村の福祉の増進、子どもの食育・子ども食堂、農福連携、医福食農連携などが行われています。

自治体は日本国憲法第92条および地方自治法にもとづき、その組織や運営に関して必要な行政や行政作用を行います。法律的には地方公共団体といい、普通地方公共団体と特別地方公共団体に区分され、前者は都道府県と市区町村、後者は特別区（東京23区）、地方公共団体の組合および財産区があります。とりわけ、都道府県と市区町村は福祉六法を中心とした福祉行政にかかる施策や事業を実施する自治体として重要な位置を占めています。

### 府省庁・官庁数

府1、省11、庁2 \*1、都道府県47、市町村1724 \*2（うち、特別区23 \*3、政令指定都市20 \*4、中核市62 \*5）

出典\*1：「行政機構図」 | 内閣官房（2023年7月現在）

([https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/satei\\_01\\_05.html](https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/satei_01_05.html))

出典\*2：「市区町村数を調べる」 | e-Stat政府統計の総合窓口（2023年12月現在）

(<https://www.e-stat.go.jp/municipalities/number-of-municipalities>)

出典\*3：「特別区とは」 | 公益財団法人特別区協議会（2019年4月現在）

(<https://www.tokyo-23city.or.jp/chosa/tokubetsuku/whats.html>)

出典\*4：「指定都市一覧」 | 総務省（2023年7月現在）

([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/bunken/shitei\\_toshi-ichiran.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/shitei_toshi-ichiran.html))

出典\*5：「中核市・施行時特例市」 | 総務省（2023年4月現在）

(<https://www.soumu.go.jp/cyukaku/>)

## 主な就業職種

老人福祉指導主事、知的障害者福祉司、身体障害者福祉司、査察指導員、家庭相談員、女性相談支援員、医師、看護師、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員（ケアマネジャー）、訪問看護員（ホームヘルパー）、事務職員など

## 採用について

政府は国家公務員試験、自治体は地方公務員試験に合格したのち、採用されます。

1990年の「老人福祉法」など社会福祉八法の改正や1997年の「介護保険法」の制定など、近年の社会福祉基礎構造改革に伴う国から地方への事務や権限の移譲により、都道府県、わけても市区町村における福祉行政の充実が年々図られています。このため、これらの自治体のなかには従来の一般職とは別に、福祉行政職として職員を採用するところが増えつつあります。

ただし、いずれも専門職として採用するため、社会福祉士や介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員（ケアマネジャー）などの国家資格、またはその受験資格を有する人、もしくは社会福祉主事任用資格の取得者を応募要件としているところがほとんどです。ちなみに、医師や看護師、保健師、介護支援専門員（ケアマネジャー）、訪問介護員（ホームヘルパー）などは技術行政職などとして別途採用の枠を設けているところが一般的です。

なお、市町村および一部都道府県が設置する福祉事務所については福祉事務所の項を参照して下さい。



# 福祉事務所

福祉行政の中核的な現業機関として、福祉六法に関する業務を行う

## 概要

福祉事務所は「社会福祉法」にもとづき、都道府県および市区に設置が義務づけられています。町村は任意設置です。

福祉事務所では「生活保護法」、「児童福祉法」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」、「老人福祉法」、「身体障害者福祉法」および「知的障害者福祉法」からなる福祉六法に定める援護、育成、更生の措置、さらには生活保護受給者などをねらった“貧困ビジネス”の実態調査・指導に関する事務などを所管します。

具体的には、援護などを必要とする人の家庭を訪問したり、面接によって本人の状況を調査し、保護措置の必要の有無およびその種類を判断したりするほか、生活指導などを行います。このほか、民生委員・児童委員に関する事務、児童扶養手当に関する事務なども行います。

なお、福祉事務所の所員の定数は地域の実情に合わせて市区町村の条例で定められます。福祉事務所には所長や事務職員のほか、査察指導員（スーパーバイザー）や現業員（ケースワーカー）が配置されています。このうち、査察指導員や現業員については社会福祉主事の資格が必要です。このほか、知的障害者福祉司や身体障害者福祉司が配置されている福祉事務所もあります。

## 施設数

1,247か所（2024年1月現在）

出典：「福祉事務所の設置状況」 | 厚生労働省

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/fukusijimusyo/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/fukusijimusyo/))

## 主な就業職種

査察指導員、現業員、老人福祉指導主事、知的障害者福祉司、身体障害者福祉

司、事務職員、家庭相談員、女性相談支援員、医師

## 採用について

---

通常は一般行政職（地方公務員）として採用されたのち、定期異動などによって配属されます。生活保護の受給者は2023年11月現在、約202万人にも上り、住民の福祉ニーズも多様化しているため、福祉事務所の設置数は微増しています。採用の枠も一定数あるものと思われます。

## 関連団体・組織

---

自治体



# 少年院

## 非行少年（児童）を立ち直らせるべく、健全な育成を図る施設

### 概要

家庭裁判所から保護処分として送致されるおおむね12～20歳未満の非行少年（児童）、および16歳まで刑の執行を少年院で受ける少年（児童）に対し、入所、矯正教育を行い、その円滑な社会復帰を期す法務省所管の矯正施設です。

具体的には、年齢や性別、非行の程度、心身の著しい障害の有無などに応じ、第一種から第五種少年院のいずれかに入所し、小・中学校、高校などの学校教育に準ずる教科教育や職業指導、生活指導、保健・体育、特別活動などを通し、社会生活に適應させるための矯正教育が行われます。

また、その効果的な処遇のため、問題性が単純か比較的軽い、あるいは早期改善の可能性が大きいかどうかにより、一般短期処遇と特修短期処遇、長期処遇に分けられ、それぞれの処遇課程ごとに処遇計画が作成され、そのうえで、各種の指導が行われます。

このほか、近年、保護処分の多様化とともに、仮退院という形で社会復帰し、保護観察を受けるため、関係機関や地域社会との連携も図られています。

なお、第三種少年院を除いて男女は別の施設が設けられています。

### 施設数

44か所（2023年4月現在）

出典：「全国の矯正区間・矯正施設・矯正研修所一覧」 | 法務省  
([https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei\\_kyousei16.html](https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei16.html))

### 主な就業職種

法務教官、法務技官

## 採用について

---

定期採用や欠員の補充などに応じ、国家公務員（法務省専門職員）試験を実施し、採用しています。また、法務技官は医師や認定心理士、臨床心理士などの有資格者を採用しているため、門戸はきわめて狭いのが実情です。

## 関連団体・組織

---

法務省矯正局

[https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei\\_index.html](https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_index.html)



# 家庭裁判所

家庭内の紛争や非行を犯した少年の事件を専門的に取り扱う司法機関

## 概要

家事事件の審判と調停および少年事件の調査・審判を行う裁判所で、地方裁判所と同格の司法機関です。

具体的には、家事事件の調停・審判を行う家事部、非行少年の審判や少年の福祉を害する成人の刑事事件の裁判を行う少年部の2つに分かれています。このうち、家事部では、夫婦や親子など親族間における人間関係や財産などをめぐる紛争をできるだけ当事者同士の話し合いによって解決させるため、調停が行われますが、それでも決着できない場合、審判に移すこともあります。このほか、職権による後見監督や扶養料などの履行の確保も重要な職務です。

一方、少年部では、犯罪を犯したり、そのおそれのある20歳未満の少年を対象に通常の刑事手続きによる処罰をせず、あくまでもその健全育成と人格形成を図るべく、性格の矯正や環境の調整に関する保護処分のための調査や審判を行います。

ただし、犯罪時に14歳以上でかつ保護処分よりも刑事裁判によって処分することが相当と判断された事件については、検察官に送致され、成人同様の刑事裁判にかけられることがあります。

また、2022年4月に選挙権年齢や民法の成年年齢が「18歳」へと引き下げられるなか、少年法の適用は「20歳未満」に据え置かれましたが、18歳～19歳は「特定少年」として部分的に成人に準じて取り扱われ、17歳以下とは区別されています。

## 本庁・支部・出張所数

本庁：50か所、支部：203か所、出張所：77か所（2023年4月現在）

出典：「裁判所について」 | 裁判所

(<https://www.courts.go.jp/about/sosiki/gaiyo/index.html>)

## 主な就業職種

---

裁判官、家庭裁判所調査官、書記官、事務官、参与員、家事調停委員、医師、看護師

## 採用について

---

家庭裁判所調査官は毎年度、定期的に行われる裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補）に合格して、採用されます。その後、裁判所職員総合研修所で2年間研修を受け、必要な技能などを修得することが必要です。このほか、欠員が生じた際に、募集・採用があります。

なお、非常勤の参与員と家事調停委員は民間の有識者のなかから委嘱されます。

## 関連団体・組織

---

最高裁判所事務総局

<https://www.courts.go.jp/>



# 保護観察所

犯罪をした人や非行のある少年に対し、社会的更生が図られるよう指導と支援を行う機関

## 概要

犯罪をした人や非行のある少年に対し、社会の中で更生するよう指導（指導監督）と支援（補導援護）を行う機関で、地方裁判所の管轄区域ごとに置かれています。

具体的には、刑務所の仮釈放者や保護観察付きの執行猶予者、家庭裁判所で保護観察処分を受けた少年や少年院の仮退院者に対し、社会内処遇（施設外の社会の中での処遇）により、保護観察や精神保健観察



（「医療観察法」により、心神喪失などの状態で重大な他害行為を行い、不起訴や無罪になった人に対し、入院・通院中の生活状況等を見守ったり、医療および退院後の生活環境の調整、処遇実施計画の作成、ケア会議の開催を行う）のほか、釈放後の住居や就業先などの生活環境の調査・調整、更生緊急保護（宿泊所や食事、金品などの提供、就業の援助、社会生活に必要な指導助言など）、犯罪や非行の予防活動を行います。

保護観察は、保護観察所に配置される保護観察官と地域で活動する保護司（ボランティア）が協働して行います。

なお、宿泊場所の提供などについては、出所後に帰る場所のない出所者に対する住居支援の一環として更生保護施設、自立準備ホームに委託して行っています。

## 施設数

50か所（2023年4月現在）

出典：「保護観察所」 | 法務省

([https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04\\_00040.html](https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00040.html))

## 主な就業職種

---

保護観察官、社会復帰調整官

## 採用について

---

保護観察官になるには国家公務員採用総合職試験または法務省専門職員（人間科学）採用試験（保護観察官区分）、もしくは国家公務員採用一般職試験に合格する必要があるため、“狭き門”です。なお、社会復帰調整官は精神保健福祉士などの資格が必要です。

## 関連団体・組織

---

法務省地方支分部局

<https://www.moj.go.jp/>

更生保護ネットワーク

<https://www.kouseihogo-net.jp/>

# 保健・医療に かかわるしごと

---

[職場]

保健所・市町村保健センター  
精神保健福祉センター  
精神科病院  
ホスピス



# 保健所・市町村保健センター

保健行政全般の実施主体、地域住民の健康生活をサポートする機関

## 概要

保健所は、地域住民の健康を支える中核となる施設です。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）をはじめとした感染症防止など公衆衛生や食品衛生、感染症対策、難病対策、精神保健、母子保健など地域住民の健康の保持増進に関する業務を幅広く行っています。地域保健法にもとづき、都道府県や指定都市、中核市、特別区などに設置されています。

市区町村保健センターは健康相談、保健指導、健康診査など地域保健に関する事業を地域住民に行うため、市区町村設置による施設です。近年は主に生活習慣病対策や介護予防対策を取り扱っていますが、精神保健に関する健康相談を実施しているところもあります。

## 施設数

保健所468か所（2023年4月現在）※1、市町村保健センター2,419か所（2023年4月現在）※2

出典※1：「保健所設置数・推移」 | 全国保健所長会  
(<http://www.phcd.jp/03/HCSuii/>)

出典※2：「都道府県別市町村保健センター設置数」 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/tiiki/>)

## 主な就業職種

医師、歯科医師、看護師、准看護師、保健師、助産師、薬剤師、栄養士、管理栄養士、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、公認心理士、臨床心理士、精神保健福祉士、職業指導員、作業指導員、診療放射線等各種検査技師、精神保健福祉相談員、医療社会事業職員、調理員、獣医師、歯科衛生士、事務職員

## 採用について

---

保健所等の公的機関で働く行政保健師は、保健師の国家資格を取得したうえで、公務員試験に合格する必要があるため、狭き門になります。

## 関連団体・組織

---

自治体



# 精神保健福祉センター

専門的な相談援助から人材育成まで、「心の健康づくり」を担う  
広域の中核施設

## 概要

精神保健福祉法にもとづき、都道府県および政令指定都市が設置する精神保健福祉の専門機関です。地域によっては「こころの健康センター」という名称を使用しているところもあります。「心の健康づくり」の中核施設として、保健所および市区町村に技術指導・技術援助を行い、医療、福祉、労働、教育、産業などの関係機関と連携して知識の普及・啓発を図っています。アルコール・薬物・ギャンブル依存症、思春期、ひきこもり、発達障害、自殺問題、災害精神保健などに関し、主として複雑な困難事例に対する相談支援に取り組んでいます。自立支援医療（精神通院医療）や精神障害者保健福祉手帳の判定も行っています。

## 施設数

69か所（2023年9月現在）

出典：「全国精神保健福祉センター一覧」 | 全国精神保健福祉センター長会  
(<https://www.zmhwj.jp/centerlist.html>)

## 主な就業職種

精神科医師、看護師、保健師、薬剤師、栄養士、検査技師、精神保健福祉士、精神保健福祉相談員、事務職員、公認心理士、臨床心理士、作業療法士（OT）

## 採用について

採用にあたっては地方公務員試験に合格することが前提となり、採用の枠はきわめて厳しいと思われます。

## 関連団体・組織

---

全国精神保健福祉センター長会

<https://www.zmhwc.jp/>



# 精神科病院

精神障害者の治療や看護などに必要な専門職をもち、入院や外来用の設備のある専門病院

## 概要

精神障害者に対し、専門的治療やケアを行う医療施設です。精神障害の有無や程度にかかわらず、だれもがいつまでも住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすことができる「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向け、「かかりつけ精神科医」としての役割や精神症状の急性増悪、精神疾患の急性発症などへの対応、地域のなかの拠点機能を担います。

福祉系職種の場合、精神保健福祉士が中心となり、精神科病院を利用している人の退院・地域移行に関する相談に応じ、助言や指導、日常生活への適応のために必要な訓練、その他の援助を行います。また、患者の家族などとの連絡・調整を行うこともあります。

## 施設数

1,056か所（2022年10月現在）

出典：「令和4（2022）年医療施設（動態）調査・病院報告の概況」結果の概要 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/iryosd/22/>)

## 主な就業職種

精神科医師、看護師、准看護師、薬剤師、栄養士、調理員、検査技師、精神保健福祉士、作業療法士（OT）、理学療法士（PT）、臨床心理士、公認心理師、事務職員

## 採用について

精神障害者は、入院患者数は減少傾向にあるものの、外来患者数は増加傾向にあり、総患者数は約419.3万人といわれています。精神障害者に対する施策は地域移

行支援へと転換しており、病院が増える可能性は低いといえますが、精神保健福祉士などの採用の枠は広がっていくと思われます。

「患者調査」 | 厚生労働省

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000940708.pdf>)

## 関連団体・組織

---

公益社団法人日本精神科病院協会

<https://www.nisseikyo.or.jp/>

公益社団法人日本精神神経科診療所協会

<https://japc.or.jp/>



# ホスピス

終末期に近い患者に対し、身体的な痛みや精神的、社会的な苦しみを和らげるケアを行う施設

## 概要

末期がん患者など終末期に近い患者とその家族に対し、身体的・精神的な苦痛や社会生活上の不安を緩和するケアを提供して、遺された日々の生活の質の維持・向上をめざす施設です。

具体的には、延命治療は行わず、医師や看護師、ソーシャルワーカーなどの専門職とボランティアがチームを構成し、痛みや身体的な問題、かつ心理社会的な問題、スピリチュアルな問題に関して早期に評価を行い、病気や治療の過程で生じる身体的苦痛のみならず、家計や家族関係等の心配ごと、焦燥感、抑うつ、さらには生きる意味の喪失や孤独感なども含めて包括的に対応します。



## 施設数

463か所（2023年6月現在）

出典：「緩和ケア病棟入院届出受理施設数・病床数の年度推移」 | 特定非営利活動法人日本ホスピス緩和ケア協会

([https://www.hpcj.org/what/pcu\\_sii.html](https://www.hpcj.org/what/pcu_sii.html))

## 主な就業職種

医師、看護師、薬剤師、介護支援専門員（ケアマネジャー）、介護職員、ソーシャルワーカー（社会福祉士など）、医療ソーシャルワーカー（MSW）、作業療法士、理学療法士、歯科医師、栄養士、カウンセラー、心理学者、宗教家

## 採用について

---

施設数は都市部では徐々に増加しています。また、地域で適切な緩和ケアを提供していく地域緩和ケアの体制整備（がん患者・家族に対し、地域内の連携体制を構築する「地域緩和ケア連携調整員」など）も必要とされていることから、今後、地方でも緩和ケア病棟の整備が進み、採用は増加するものと見込まれます。

## 関連団体・組織

---

特定非営利活動法人日本ホスピス緩和ケア協会

<https://www.hpcj.org/>

一般社団法人全国ホームホスピス協会

<https://homeospice-jp.org/>

日本在宅ホスピス協会

<https://n-hha.com/>

# そのほかの 専門職・職場

---

## [職場]

社会福祉協議会(社協)  
シルバー人材センター  
福祉(系)生協  
福祉公社・社会福祉事業団  
NPO法人事業所(第1号分野)  
福祉用具販売・レンタル店  
特例子会社  
法テラス



# 社会福祉協議会 (社協)

地域福祉の向上のため、地域住民、福祉に関わる団体や事業者などで構成される民間非営利の組織

## 概要

社会福祉活動の推進を目的に、全国・各都道府県・各市区町村単位で設置されている団体。通称「社協」。地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉法人や福祉施設等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざした諸活動を行っています。

### 全国社会福祉協議会

全国の福祉関係者や福祉施設等事業者の連絡・調整や社会福祉のさまざまな制度改善に向けた取り組み、社会福祉に関する図書・雑誌の刊行、福祉に関わる人材の養成・研修などに取り組んでいます。

### 都道府県社会福祉協議会

県域で以下のような事業を行っています。

- ・福祉人材センターの運営
- ・ボランティア・市民活動センターの運営
- ・福祉サービスにかかる苦情相談受付、助言、あっせん
- ・日常生活自立支援事業
- ・福祉サービスに関する第三者評価事業
- ・福祉関係者向けの研修・調査研究・経営支援など

### 市区町村社会福祉協議会

身近な地域で次のような事業を行っています。

- ・ホームヘルプサービスや配食サービスをはじめとする福祉サービス
- ・小地域活動、ボランティア活動、当事者活動などの支援

- ・サロン活動
- ・小中高校における福祉教育の支援
- ・生活福祉資金の申込・相談受付
- ・日常生活自立支援事業の申込・相談など

## 団体数

---

全国社会福祉協議会1か所、都道府県社会福祉協議会・政令指定都市社会福祉協議会67か所、市区町村社会福祉協議会1,817か所（2023年4月現在）

出典：「令和5年版厚生労働白書 資料編」 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/22-2/>)

## 主な就業職種

---

福祉活動指導員、福祉活動専門員、訪問介護員・ホームヘルパー（介護職員初任者研修修了者）、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、地域福祉コーディネーター、ボランティアコーディネーター、受託事業職員、事務職員

## 採用について

---

それぞれの社協によって欠員が生じたり、新規事業の着手や機構改革などに伴い、不定期に採用しています。

## 関連団体・組織

---

社会福祉法人全国社会福祉協議会（全社協）

<https://www.shakyo.or.jp/>



# シルバー人材センター

高齢者に老後の生きがいをもってもらうとともに、就業の機会を提供する市区町村単位で設置される機関

## 概要

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（高齢者雇用安定法）」にもとづき、政府や自治体の助成や支援を受けて運営する公的な非営利団体です。入会資格は原則として60歳以上の高齢者で、だれでもいつでも入会できます。

具体的には、入会后、自分の現役時代にもっていた、あるいは退職後に習得した資格や技術、特技などキャリアを活用し、センターからの紹介を受けて就業し、老後の生きがいを感じてもらう機会を提供するセンターです。

## 団体数

1,309団体（2024年3月現在）

出典：「シルバー人材センター事業の概要2024」 | 公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会  
([https://www.zsjc.or.jp/pamph\\_pdf?id=22#view=FitV](https://www.zsjc.or.jp/pamph_pdf?id=22#view=FitV))

## 主な就業職種

除草・水やり、器具の洗浄、施設内清掃、園児の登園・降園時の出迎え・見送り、送迎バスでの乗降補助、駐輪場管理、ポスティング、筆耕・あて名書きなど

## 採用について

だれでも自分のもつ資格や技術、特技などキャリアを活かす意思があれば入会でき、入会后、センターから紹介される住民の要望を受け、引き受けられるしごとを任意に引き受けます。

平均月収は出来高払いで約3万5,000円程度です。就業年齢に上限はなく、就業は基本的に週20時間以内および月10日以内とされています。ただし、2016年4月、就業時間の要件を緩和する「シルバー人材センターの業務拡大に係る特例措置」が施行され、派遣や職業紹介に限り、厚生労働省が定める基準に適合するとともに、

地元の民業を圧迫しないよう、都道府県知事が対象となる市区町村ごとに指定した業種や職種については週40時間までの就業が可能です。具体的には、生産関連事務や商品販売、製品製造・加工処理、運搬、清掃、包装、庭木の伐採などです。

## 関連団体・組織

---

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会

<https://zsjc.or.jp/>



# 福祉(系)生協

生活協同組合（生協）の組合員を中心に、家事援助サービスや訪問介護員の養成などを行っている民間非営利の組織

## 概要

生活協同組合（生協）の組合員やその家族および地域の高齢者や障害者、児童の福祉の向上のため、入浴や通院などの介護や洗濯、調理などの家事援助サービスの提供、介護講座や福祉講座、訪問介護員・ホームヘルパー（介護職員初任者研修修了者）の養成などを行っている民間非営利の組織です。

2000年4月に介護保険制度、また、2003年9月に指定管理制度が導入されたことに伴い、都道府県知事および市区町村の指定を受け、居宅支援事業者として従来の組合員を対象とした在宅福祉サービスを有償化し、広く一般住民を対象としたコミュニティビジネスへと転換するところが増えていきます。また、行政や地域の関係団体・機関との連携により実施している医療・福祉事業もあり、地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現の担い手として期待されています。

## 事業者数

289か所（医療・福祉事業を行っている生協の数。2022年度現在）

出典：「令和4年度消費生活協同組合（連合会）実態調査」事業種類別組合数の状況 | 消費生活協同組合（連合会）実態調査 | e-stat

([https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450321&tstat=000001019315&cycle=7&tclass1=000001205260&cycle\\_facet=tclass1&tclass2val=0](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450321&tstat=000001019315&cycle=7&tclass1=000001205260&cycle_facet=tclass1&tclass2val=0))

## 主な就業職種

訪問介護員・ホームヘルパー（介護職員初任者研修修了者）、事務職員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、栄養士

## 採用について

---

個々の生協が独自に採用していますが、福祉系大学や短大に進学し、卒業後、就職するケースが一般的です。

ただし、ほかの職業から転身したり、就職したりする場合もあるため、福祉系大学や短大、専門学校の通信制や通学制にリスキリングし、社会福祉主事任用資格に必要な単位を取得したり、社会福祉士や介護福祉士、訪問介護員・ホームヘルパー（介護職員初任者研修修了者）の資格を取得するだけでなく、生協活動に深い理解のあることが求められます。

## 関連団体・組織

---

日本生活協同組合連合会

<https://jccu.coop/>

日本医療福祉生活協同組合連合会

<https://www.hew.coop/>



# 福祉公社・社会福祉事業団

行政の一組織、または事業委託などの形態で地域の高齢者などに対し、在宅福祉サービスを提供する機関

## 概要

福祉公社・社会福祉事業団はいずれも行政の一組織、または行政からの事業委託、もしくは行政から全面的な援助を受け、地域の高齢者などに対し、各種の有償在宅福祉サービスを提供する非営利の組織です。

サービスの内容は、訪問介護員・ホームヘルパー（介護職員初任者研修修了者）の派遣や各種相談・助言や友愛訪問などの相談関連、介護、食事、入浴、洗濯に至る家事・介護、外出介助や留守番などの在宅サービス、看護やリハビリテーションの指導などの医療関連、生活資金の貸付や各種援助による資金関連、警報装置の貸与や事務・経理の代行、各種指導などとさまざまです。

## 事業者数

113事業団（2023年7月現在、公社については統計なし）

出典：「組織概要」 | 全国社会福祉事業団協議会  
(<http://www.zenkoku-sfj.or.jp/img/obj/soshikimap14.pdf>)

## 主な就業職種

訪問介護員・ホームヘルパー（介護職員初任者研修修了者）、事務職員、理学療法士（PT）、看護師、保健師

## 採用について

事業の縮小や社協などとの統廃合、指定管理者制度の導入に伴う事業委託の見直しにより採用は減っていますが、都市部の組織は堅調のため、採用情報に注意すれば見込みがゼロではありません。

## 関連団体・組織

---

社会福祉法人全国社会福祉事業団協議会

<http://www.zenkoku-sfj.or.jp/>



# NPO法人事業所(第1号分野)

高齢者や障害者などを対象にグループホームの経営、配食などの家事援助など幅広い活動を行う事業所

## 概要

社会福祉法人や株式会社と並び、NPO法人も福祉分野の担い手として存在感を發揮しています。グループホームや福祉マンションなどを建設して経営したり、配食や訪問入浴、送迎などの家事援助を行ったり、障害者の就労支援やパソコン教室、点字・手話講座への講師の派遣、介護タクシーなどのコミュニティビジネスを行っているところもあります。

自治体によっては団塊世代の地域デビューのため、福祉NPO法人事業所の設置希望者を対象に、情報提供や起業資金の助成、講習会の開催などに力を入れているところもあります。

## 団体数

2万9,637法人（第1号分野 2023年9月現在）

出典：「特定非営利活動法人の活動分野について」 | 内閣府NPOホームページ  
(<https://www.npo-homepage.go.jp/about/toukei-info/ninshou-bunyabetsu>)

## 主な就業職種

訪問介護員・ホームヘルパー（介護職員初任者研修修了者）、介護支援専門員（ケアマネジャー）、看護師、保健師、社会福祉士、栄養士、事務職員など

## 採用について

NPO法人事業所の数は微減しておりますが、活動の舞台は多様化しているため、採用の枠も都市部を中心に一定数あるものと思われます。

## 関連団体・組織

---

内閣府NPOホームページ

<https://www.npo-homepage.go.jp/>



# 福祉用具販売・レンタル店

高齢者や障害者の自立支援、家族の介護負担の軽減を図る福祉用具の供給および事業を行う

## 概要

加齢に伴う心身の機能の低下により、日常生活におけるさまざまな動作の補助を要する要介護高齢者や障害者およびその予備群に対し、介護など身の回りの不安を解消するニーズに対応した福祉用具の供給を行う企業・事業所などの店舗（販売所）です。

具体的には、電動ギャッチベッドや車いす、杖、ポータブルトイレ、ホームエレベーター、電動自転車、緊急通報システムなどのレンタル・販売を中心に行います。

介護保険制度では居宅サービスの一つとして福祉用具貸与・販売があり、給付対象とされる種目は決まっています。また、要介護度によって使用できる種目に制限があります。

なお、障害者総合支援制度では、失われた身体部位や損なわれた身体機能を代償・補完する「補装具」の購入費や修理費を支給する制度（全国一律の自立支援給付の位置づけ）と、在宅で暮らす障害がある人の日常生活を支えるための「日常生活用具」の購入費やレンタル費用を支給する制度（自治体ごとに実施される地域生活支援事業の位置づけ）があります。こちらも給付対象の種目が定められています。

## 事業者数

1万5,727社（2022年10月現在）

出典：「令和4年介護サービス施設・事業所調査」結果の概要 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service22/>)

## 主な就業職種

---

訪訪問介護員・ホームヘルパー（介護職員初任者研修修了者）、介護支援専門員（ケアマネジャー）、福祉用具専門相談員、福祉用具プランナー、義肢装具士、カウンセラー、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、看護師、保健師、医療ソーシャルワーカー（MSW）、視能訓練士、聴能訓練士、はり師・きゅう師、健康運動訓練士、臨床心理士

## 採用について

---

業務の性格上、福祉系大学や短大、専門（専修）学校の新卒者に多くの採用の枠があります。とりわけ、シルバーマーク（一般社団法人シルバーサービス振興会認定）の認定事業者にあつては訪問介護員・ホームヘルパー（介護職員初任者研修修了者）や介護支援専門員（ケアマネジャー）、福祉用具専門相談員、義肢装具士、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、看護師、保健師、社会福祉士、介護福祉士などの有資格者が求められています。

## 関連団体・組織

---

一般社団法人日本福祉用具供給協会

<https://www.fukushiyogu.or.jp/>

一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会

<http://www.jaspa.gr.jp/>

公益財団法人テクノエイド協会

<https://www.techno-aids.or.jp/>

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

<https://www.zfssk.com/>



# 特例子会社

障害特性に配慮した職場環境を整え、障害のある人の就業の機会の拡大に資する企業・事業所

## 概要

障害者の雇用促進を図るために設立された小会社で、「障害者雇用に特段の配慮のある事業所」として厚生労働大臣から認定を受けた会社のこと。具体的には、障害者のための作業施設・設備の改善、障害者の職業生活に関する専任の指導員の配置などが要件となっています。

わが国の企業は、障害者雇用促進法により、雇い入れる従業員の一定割合を障害者とすることが義務づけられていて（これを「法定雇用率」といいます）、これを達成できない企業は、不足分に応じた「納付金」を納めなければならない決まりとなっています。特例子会社で雇用された障害者は、親会社やグループ会社と合算して法定雇用率を算定できるという“特例”が適用されるため、企業の側にとっても法定雇用率達成に資するというメリットがあります。

なお、法定雇用率は2018年4月の障害者雇用促進法の改正により、これまでの身体障害者、知的障害者に加え、精神障害者も対象になりました。また、2024年4月以降、法定雇用率は従業員43.5人以上の企業に対し2.5%、国や地方公共団体などは2.8%、都道府県などの教育委員会は2.7%に引き上げられ、雇用条件の拡大が図られています。

<表 特例子会社認定の要件>

親会社の要件	子会社の要件
親会社が、当該子会社の意思決定機関（株主総会等）を支配していること（具体的には、子会社の議決権の過半数を有することなど）。	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 親会社との人的関係が緊密であること（具体的には、親会社からの役員派遣など）。</li> <li>② 雇用される障害者が5人以上で、全従業員に占める割合が20%以上であること。また、雇用される障害者に占める重度身体障害者、知的障害者および精神障害者の割合が30%以上であること。</li> <li>③ 障害者の雇用管理を適正に行うに足りる能力を有していること（具体的には、障害者のための施設の改善、専任の指導員の配置など）。</li> <li>④ その他、障害者の雇用の促進および安定が確実に達成されると認められること。</li> </ul>

## 事業所数

---

598か所（2023年6月現在）

出典：「令和5年障害者雇用状況の集計結果」 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11704000/001180701.pdf>)

## 主な就業職種

---

社会福祉士、精神保健福祉士、就労支援員など

## 採用について

---

それぞれの企業・事業所の設立や業務形態などにより事業所が独自に採用しますが、法定雇用率の引き上げによって採用枠も徐々に広がると考えられます。

## 関連団体・組織

---

自治体



# 法テラス

さまざまなトラブルに遭った人に対し、法的な解決に必要な情報を提供したり、窓口を紹介する機関

## 概要

法的なトラブルを解決するための情報やサービスの提供など、法的な支援を行う公的な機関です。

正式な名称は「日本司法支援センター」で、2006年4月、総合法律支援法にもとづいて独立行政法人として設立され、全国に各地方事務所・支部・出張所・地域事務所が置かれています。利用者からの問い合わせのあった内容に応じた法制度や相談機関・団体など（弁護士会、司法書士会、自治体の相談窓口など）に関する情報の無料提供（相談窓口はコールセンターや全国の地方事務所など）、また、経済的に余裕のない人への無料の法律相談や弁護士・司法書士の費用の立替え、弁護士がきわめて少ない過疎地域での地域事務所の設置、犯罪被害者への支援などを行っています。



そこで、法テラスでは福祉機関などの支援者からの依頼を受け、高齢・障害等で認知機能が十分でない人を対象に無料、または低額で出張法律相談を行う「特定援助対象者法律相談援助」を行っています。また、DV・ストーカー・児童虐待などの被害者に対する無料または低額の法律相談も行っています（DV等被害者法律相談援助制度）。さらに、靈感商法を始めとする金銭トラブルや宗教二世・三世の悩みにも対応したフリーダイヤルの「靈感商法等対応ダイヤル」を開設し、相談窓口や連携機関の紹介に取り組んでいます。

## 団体数

---

103か所（2023年4月現在）

出典：「令和4年度版法テラス白書」 | 日本司法支援センター法テラス

([https://www.houterasu.or.jp/houterasu\\_gaiyou/kouhou/kankoubutsu/hakusyo/r4hakusho.html](https://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/kouhou/kankoubutsu/hakusyo/r4hakusho.html))

## 主な就業職種

---

弁護士、司法書士、情報提供専門職員、事務職員など

## 採用について

---

相談援助件数は増加傾向にあるため、都市部では一定の採用があるものと見込まれますが、事務職員はごく少数です。

## 関連団体・組織

---

法テラス

<https://www.houterasu.or.jp/>

# 福祉のしごとの あっせん機関

[職場]

福祉人材センター  
公共職業安定所(ハローワーク)



# 福祉人材センター

## 福祉のしごとを志す人たちや福祉人材の求人の希望に応える機関

### 概要

広く国民を対象に、社会福祉にかかわる事業の啓発や施設などの経営者に対する相談・援助、施設職員などの従事者およびその希望者に対する研修、従事者の確保・連絡、就業援助などを行う非営利の組織で、中央に中央福祉人材センター、各都道府県に都道府県福祉人材センターが1か所ずつ設けられています。

具体的には、全国社会福祉協議会（全社協）および都道府県社協が厚生労働大臣と都道府県知事の指定を受けて設置し、福祉のしごとを志望する人たちの求人登録や求人情報の提供、人材の紹介を行う無料職業紹介事業をはじめ、福祉の職場説明会や潜在マンパワー活用講習会、福祉入門講座などを開催しています。各都道府県福祉人材センターは、ナースセンターや公共職業安定所（ハローワーク）と連携しており、福祉のしごとを希望する場合、都道府県福祉人材センターに相談することで就職の紹介やあっせんを受けることができます。

### センター数

中央福祉人材センター：1か所、都道府県福祉人材センター：47か所

出典：「福祉人材センター・バンクについて」 | 社会福祉法人全国社会福祉協議会  
(<https://www.shakyo.or.jp/guide/shigoto/ikusei/>)

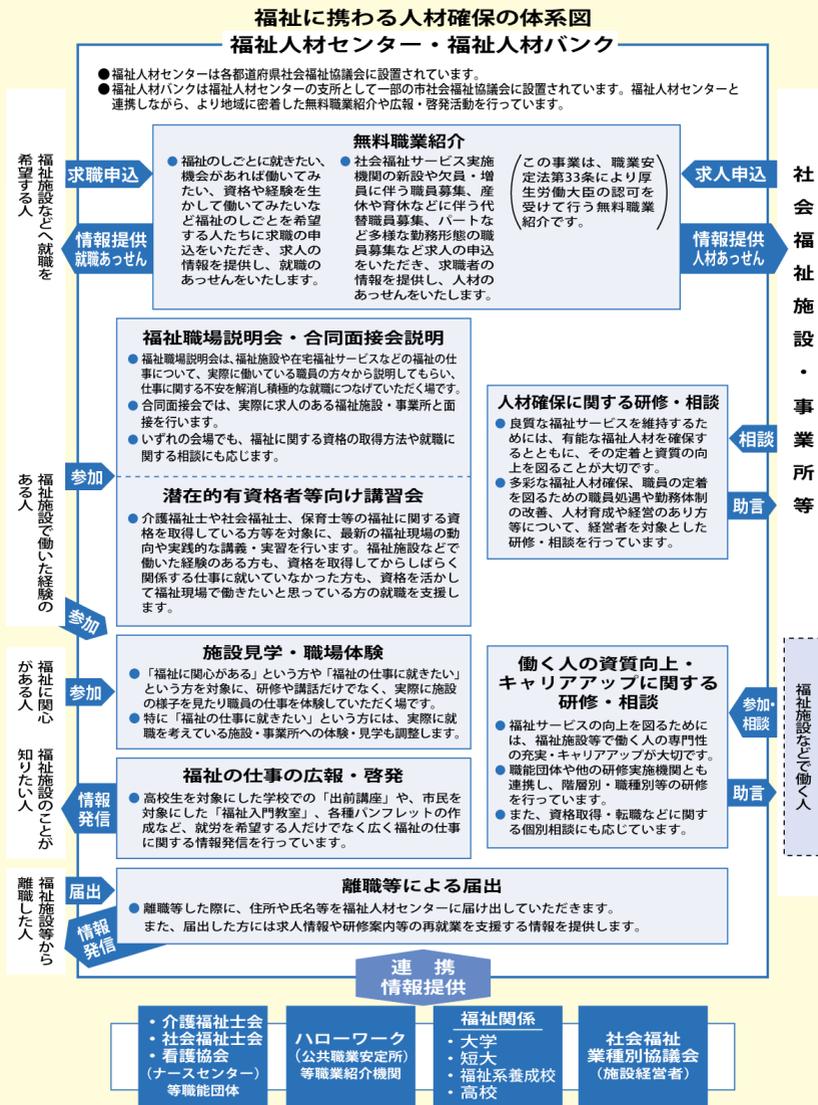
### 就職あっせんの範囲

社会福祉事業を実施する事業所であれば、原則としてすべて就職のあっせんの対象となります。

具体的には、社会福祉施設や社協のほか、医療法人や財団法人、社団法人、農協、生協、福祉系企業・事業所、福祉系NPO法人事業所などが対象となります。

なお、取扱職種は指導員、介護職員、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、視能訓練士、児童心理司、保育士、訪問介護員・ホームヘルパー（介護職員初任者研修修了者）、福祉活動専門員、看護師、事務職員、栄養士、調理員などです。

〈図1 福祉人材センターの概要〉



## 関連団体・組織

---

福祉人材センター・福祉人材バンク

<https://www.fukushi-work.jp/>



# 公共職業安定所(ハローワーク)

## 就職を希望する人たちの求職登録や求人情報の提供を行う機関

### 概要

一般の企業・事業所に就職を希望する人に対し、求職の登録など求職の受付や各種職業の指導・紹介、就職後の援助、就業訓練の指示などを行うため、全国各地に設置された国の機関で、福祉に関連した求人情報を提供したり、就職に関する相談に応じたりする窓口としても位置づけられています。

各都道府県の福祉人材センターと連携し、職業の無料紹介や保健・医療・福祉のしごとの説明会の開催をしたり、求人側・求職側双方への相談機能を強化したコーナーを設けるなどして、情報提供やマッチング機会の拡充に努めています。

また、職業訓練として「基礎から学ぶ医療事務・医師事務作業補助者養成科（eラーニング）」や「介護職員初任者研修」などを行ったり、教育訓練給付の対象講座の情報を提供するなど、福祉のしごとに着くための専門知識・技術を習得できる機会も提供しています。

### 安定所数

544か所（2023年4月現在）

出典：「公共職業安定所（ハローワーク）の主な取組と実績」 | 厚生労働省  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000935626.pdf>)

### 就職あっせんの範囲

ハローワークの職業あっせんは広範囲に及びますが、福祉のしごとは厚生労働省編職業分類（15の大分類）では「03医療・看護・保健の職業」「05保育・教育の職業」「08福祉・介護の職業」のしごとを斡旋しています。

しごとを探す際は、まず「求職者マイページ」を開設し、「求人情報検索」で探します。手続きは、全国のハローワークやインターネット上でも可能です。

## 利用の対象

---

全国のハローワークで集めた求人を元に、一人ひとりに合った仕事が見つかるように相談しながら仕事を紹介しています。無職者や転職者、既卒者の人はもちろん、学生や障害のある人も使用できます。

## 関連団体・組織

---

ハローワークインターネットサービス

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

 独立行政法人福祉医療機構

  
WELFARE AND MEDICAL SERVICE NETWORK SYSTEM

<https://www.wam.go.jp/>

福祉のしごとガイド 職場編